

令和5年第5回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和5年12月5日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和5年12月5日

～～

4. 出席議員（14名）

1番 藤本 健太

2番 世良 将生

3番 水原 耕一

4番 福垣内 邦治

5番 光本 一也

6番 中島 数宜

7番 尺田 耕平

8番 竹爪 憲吾

9番 沖田 ゆかり

10番 片川 学

11番 民法 正則

12番 荒瀧 穂積

13番 大瀬戸 宏樹

14番 時光 良造

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

5. 欠席議員（0名）

なし

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 三村 裕史

副町長 岩田 秀次

教育長 平岡 弘資

総務部長 西村 隆雄

住民生活部長 西川 伸一郎

健康福祉部長 時光 良弘

建設農林部長 堂森 憲治

教育部長 隼田 雅治

総務部次長 西岡 隆司

住民生活部次長 福嶋 春樹

健康福祉部次長	西 村 ゆ り
建設農林部次長	宗 像 雅 充
建設農林部技術次長	寺垣内 栄 作
教育部 次 長	立 花 太 郎
財 務 課 長	多久見 良 数
政策企画課長	須 賀 雅 彦
産業観光課長	近 藤 光 宏
収納管理課長	堀 野 准
防災安全課長	花 岡 秀 城
生活環境課長	熊 野 孝 則
高齢者支援課長	井 原 志保里
子育て支援課長	佛 圓 至 裕
健康推進課長	桐 木 和 義
農林緑地課長	中 原 幸 成
都市整備課長	渡 部 貴 幸
会 計 課 長	福垣内 哲 治

~~~~~○~~~~~

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 榎 並 正 和 |
| 議会事務局書記 | 尾 濱 宏 教 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 議 事 日 程 (第 1 号)

##### 開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問

~~~~~○~~~~~

#### 9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長（時光） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第5回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、片川議員、11番、民法議員、12番、荒瀧議員の3名を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より15日までの11日間にしたいと思いま  
すが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より15日までの11日間と  
することに決定しました。

これより議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 9時31分）

（再開 9時32分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。

事務局長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議会事務局長（榎並） 諸般の報告をいたします。

令和5年9月17日、熊野町敬老会祝賀式典が熊野町民会館で行われ、議長が出席し、  
祝辞を述べました。

9月18日、海田町新序舎グランドオープン記念式典が開催され、議長が出席いたし

ました。

9月23日、筆まつり筆供養式典が開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

9月25日、議会運営委員会を開催し、地元選出国會議員に手交する要望書について協議をしました。

9月27日、文教福祉委員会が開催され、視察先への事前質問等について協議した後、「熊野中学校スペシャルサポートルーム」、「認知症サポーター養成講座」、「カフェオレンジ」の現地視察を行いました。

10月1日、第55回熊野町民体育大会が熊野町民グランドにおいて開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月2日、3日、国会要望及び議員全員の視察研修を行いました。2日には、国土交通省国土技術政策総合研究所を訪問し、交通インフラ整備等の検証実験場等について現地視察を行いました。3日には、議員会館で、「地方自治法の概要」、「地方財政の現状と課題」と題して研修を受けた後、地元選出の国會議員4名を訪問し、低学年書道科の推進、国道2号線の整備促進、都市公園の円滑な整備促進に関する要望書を手渡し、意見交換を行いました。

10月11日、広島県水道広域連合企業団議会議員全員協議会が開催され、議長が出席しました。主な議題として、10月定例会の議案について協議をされました。

10月14日、第55回筆の都くまの町民文化祭が熊野町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月16日、奈良県香芝市議会の総務建設委員会が、熊野東防災交流センターについて視察研修で来庁され、議長が出席いたしました。

10月23日、広島県水道広域連合企業団議会議員全員協議会が開催され、議長が出席しました。主な議題として、10月定例会について協議をされました。また、同日、広島県水道広域連合企業団議会議員10月定例会が開催され、議題は、令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算ほか2議案で、いずれも原案どおり可決されております。

10月31日、議会運営委員会を開催し、定例会の日程について協議をしました。また、同日、議会全員協議会が開催され、議会の報告案件3件について協議をしました。

11月7日、8日、総務建設委員会が所管事務調査を実施いたしました。熊本県人吉市で、人吉クラフトパーク石野公園の公園再生に向けた取組と評価について、また、大

分県豊後高田市で移住定住対策について調査を行いました。

11月15日、16日、文教福祉委員会が所管事務調査を実施いたしました。熊本県熊本市、あいぱる大江教室の不登校支援「フレンドリー」について、また、大分県竹田市で地域包括ケアシステム構築に向けた取組、介護予防に向けた一体的な取組について調査を行いました。

11月21日、安芸郡町議会議長連絡協議会研修会が坂町災害伝承ホールで行われ、多数の議員が出席されました。研修の内容は、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンターの理事、増田勇希氏から、「災害時の災害ボランティア、多様な主体による連携・協働」と題して講義をいただきました。

11月24日、議会全員協議会が開催され、執行部からの報告案件2件、協議案件6件について協議をしました。

11月29日、第67回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、議長が出席しました。全国大会では、「東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応及び大規模対策の確立等を求める特別決議」など、国に対する各種の要望事項等が決議されました。大会終了後、「地域から輝く日本へ～未来への選択と責任」と題し、フリーキャスター・事業創造大学院大学客員教授、伊藤聰子氏による特別講演が行われました。

12月1日、議会運営委員会を開催し、第5回熊野町議会定例会の議事運営について協議をしました。

12月3日、令和5年度熊野町農業祭が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されておりますので、御紹介いたします。事前にお配りしております陳情書・要望書等一覧の資料を御覧ください。

11月7日、「インボイスの廃止を求める陳情書」、「医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める陳情書」、「健康保険証の廃止撤回を求める陳情書」、「学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書」、「原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引き上げ物価対策給付金をすべての国民に支給することを求める陳情書」、「国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める陳情書」、「自衛隊募集にかかる坊集対象者の情報提供を行わないよう求める陳情書」、以上の7件の陳情書が、国民大運動

広島県実行委員会代表、神部泰氏から提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で報告を終わります。

これより、日程第4、一般質問を行います。

10名の議員より通告がありましたので、順次、発言を許します。

初めに、1番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） おはようございます。1番、藤本健太でございます。

町民の皆さんから伺った率直な意見をもとに御質問させていただきますので、分かりやすい御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは通告書に基づきまして、孤独死の対応と地域に生息する動物への対応について質問いたします。

まず、1つ目の「孤独死への対応について」ですが、高齢化社会の進行で、一人暮らしの高齢者の孤独死について、地域の方から心配の声が上げられています。我が国は超高齢化社会の中にあります。当然のことながら、本町においても高齢化が進んでおり、超高齢化の様々な深刻な問題の中でも、孤独死も身近な問題となりつつあるように思います。

大家族から核家族へと家族形態が変わり、子供たちが独立して両親のみが生活していくうちに、高齢者世帯となり、そのうちいずれかがお亡くなりになられるということで、高齢者一人暮らしの世帯になり、場合によっては孤独死してしまうという現実があります。実際に、町内でも一人暮らしの高齢者が自宅で死亡し、数日後に発見されたという事案も伺っています。生活面や病気など、不安を抱えた一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦が地域の人々に見守られながら、安心して暮らしていくことは重要なことだと思います。

そこで、孤独死の対応について、既に様々な施策を行っていると思いますが、本町の取組や現状についてお伺いいたします。

次に、2つ目の質問、「地域に生息する動物への対応は」についてですが、町内に生息する動物は多種多様ではございますけれども、今回は飼われていない猫、いわゆる野

良猫に関する町の対応について質問したいと思います。

野良猫の徘徊による庭へのふん尿被害、または野良猫が繁殖して増え、鳴き声などに困っているという話を聞くことがよくあります。犬の場合であれば、飼い犬でない放浪犬がいれば、狂犬病予防法に基づき、広島県動物愛護センターが捕獲することができるようですが、猫に対するそのようなことはないものなのでしょうか。また、これ以上野良猫を増やさないようにするために、不妊去勢治療を行うとの方法がありますが、ほかの市町では不妊去勢手術に対する補助金制度があるようです。これらのことについて質問させていただきます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村） 藤本議員の2つの御質問のうち、1番目の「孤独死への対応」の御質問は私からお答えし、2番目の「地域に生息する動物への対応」については、住民生活部長から答弁をいたします。

1番目の「孤独死への対応」ですが、現在、熊野町の高齢化率は34.9%で、3人に1人は65歳以上の高齢者となり、一人暮らしをされている高齢者も年々増加しております。高齢化社会は様々な深刻な問題を提起していますが、孤独死もその一つです。全国的に、孤独死や孤立死が社会問題となっておりますが、本町も例外ではありません。総合計画にも掲げる「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」の実現に向けて、自助・互助・共助の多方面からの取組により必要な支援を行ってまいります。

詳細は、健康福祉部長から答弁いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 時光健康福祉部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○健康福祉部長（時光） 藤本議員の1番目の御質問、「孤独死への対応」について詳細にお答えします。

町内での孤独死の現状についてですが、孤独死については決まった定義がないので件数としては把握できていませんが、自宅で誰にも気づかれずに亡くなっていたというケースがあることは承知しております。また、高齢者についての様々な困り事に対する

相談窓口として、高齢者支援課内の地域包括支援センターが対応していますが、年に何回かは町民の方からの相談を受け、警察に自宅内の安否を確認していただくケースもございます。

孤独死を生み出す背景といたしまして、核家族化の進行、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加、また、地域との関わりを持たない方が増えていることが要因として考えられます。

このような社会情勢からも、高齢者が一人で亡くなることを 100% 防ぐことは難しいと考えますが、できるだけ早く異常に気づいてあげられる社会をつくることが大切であると考えています。そのためには、周囲の見守り活動や地域との日常的な関わりがとても重要になります。

民生委員や福祉委員の皆さんには、日頃から一人暮らしの高齢者の自宅を訪問するなどの御協力をいただいておりますが、金融機関やガス会社、新聞販売店など、高齢者のお宅を訪問する機会の多い事業所にも御協力をいただいて、何か異常があった場合に町や警察に御連絡をいただく「熊野町地域見守りネットワーク」を構築して、見守り活動を行っています。

また、地域との日常的な関わりを持つためには、趣味やボランティア活動など、自ら地域に出向いて地域でのつながりを築いていくことも重要です。各地域で開催されているミニディ事業や、カフェ事業、シルバーリハビリ体操教室なども集いの場として重要な役割を果たしていただいている。

こうした取組は、地域を中心とした取組になろうかと思いますが、町や関係機関も連携し、引き続き、社会的孤立を生まない地域づくりの推進を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（時光） 住民生活部長。

○住民生活部長（西川） 藤本議員の2つ目の御質問、「地域に生息する動物への対応」について、詳細にお答えします。

野良猫の徘徊により庭へのふん尿が排せつされていることや、野良猫が繁殖して増え、鳴き声がうるさいなどの苦情が担当課に入っている状況がございます。主な原因は、か

わいそう、かわいいという感情などから、餌を与えた猫が御近所の敷地で排せつするなどによるものと思われます。町としましては、野良猫などへの餌やりを行わないよう、お願いをしているところです。

また、これまで、不妊去勢手術についてや、放し飼いをしないように、ペットのふん尿は後始末をといった広報をしているところですが、猫に限らず、ペットを飼う場合には、飼い主は勝手な都合で手放すことなく、一生涯適切に飼い続けていく責任があることや、動物の殺傷・虐待・遺棄は犯罪であること、マイクロチップなどをつけることなど、飼い主のマナーについて、引き続き啓発してまいります。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 藤本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○1番（藤本） ありがとうございます。

それでは、孤独死の対応について御質問させていただきたいと思います。

熊野町の高齢化率は、先ほど町長の話より34.9%とお伺いいたしましたが、現在の一人世帯の状況をお聞かせくださいませ。お願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原高齢者支援課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） 令和2年の国勢調査においては、本町の高齢者の単身世帯は、全世帯9,413世帯のうち1,458世帯で、全体の15.5%となっております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 藤本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○1番（藤本） ありがとうございます。

それでは、今後、高齢者の人口の推移はどのような形で見込んでいらっしゃいますでしょうか、お教えくださいませ。お願いします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 第8期介護保険事業計画においての推計は、高齢者の総数は令和元年にピークを迎えて、その後は減少しておりますけれども、後期高齢者の人口は、令和7年度まで増え続けていく推計となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

それでは、地域包括支援センターへの相談や連絡の中で、孤独死に関連した件数は何件ありましたでしょうか。また、どのような対応をなさったのか、お知らせ願えればと思います。お願いいいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 詳細の件数はきちんと取れておりませんけれども、今年度は11月末現在で4件ほどございました。そのうち2件は別の家族の家に行かれていたり、防犯などのため電気をつけたまま外泊されている方もいらっしゃいました。連絡といましましては、近所の方や民生委員さんなどから、「数日見ていない」「電気がつきっぱなしのままでいる」などの連絡が入りまして、包括の職員が家まで出向きました、現場を確認し、応答などがない場合は警察と一緒に対応をさせていただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

先ほど、今後の高齢者人口の推移をお伺いいたしましたけれども、後期高齢者の増加に伴い、今後は支援の必要な高齢者がさらに増加していくことが予測されると思います。これらの対策について少し掘り下げて質問させていただきます。

先ほどの部長の答弁の中にもありました、民生委員や福祉委員の方の一人暮らし高

齢者の訪問や、地域の事業者との地域見守りネットワークの協力をいただいているとのことでしたが、その他で何か取り組まれていることがあればお教えくださいませ。お願ひいたします。

～～

○議長（時光） 井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） 民生委員や福祉委員などの地域の方から気になる高齢者として情報提供をいただいた方には、包括支援センターの職員が訪問しまして、必要な支援やサービスにつながるよう支援を行っております。また、話し相手など週1回程度の訪問を行う高齢者一人暮らしの巡回相談や、一人暮らしの高齢者の緊急時の対応といたしまして、緊急通報システムなども実施しております。そのほかといたしましては、地域づくりといたしまして、歩いて行ける場所にみんなが集まる「通いの場」の創設支援も行っております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 藤本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○1番（藤本） ありがとうございます。

社会的に孤立されている方には、相談者が行政などの相談窓口で安心して相談できるということが重要になってくるのではないかと思います。行政の相談窓口について、住民が何か求めているもの、そのようなものを何か調査などをされていらっしゃいますでしょうか。よろしくお願ひします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） 調査につきましてですが、3年に1回、65歳以上の高齢者1,500人を対象といたしまして、高齢者の暮らしについてのアンケートを実施しております。本アンケートは今年実施しております、その中では、家族、友人、知人以外の相談先といたしましては、医師、看護師等が最も多く挙げられております。その次に、地域包括支援センターや役場が挙げられている状況でございます。

また、そのような相談窓口、相談方法の利用しやすさはどうかという質問についてなんですかけれども、気軽に立ち寄ることができる身近な相談窓口が必要であると回答した方が最も多く出ております。その次に、電話対応の相談であるとか、訪問による相談対応が次に挙げられております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

今、お伺いしたアンケートの結果から、こちら役場のほうに直接出向くというのは難しい方もいらっしゃるのかなというふうに感じました。相談者の方が相談しやすい相談窓口への工夫というのがもっと必要ではないかと思うのですが、いかがでございましょうか、お知らせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 気軽に相談できる窓口といたしましては、包括とは別に熊野友愛ホーム内に地域相談支援センターの職員を1人配置しております。この職員は地域のサロンやカフェなど、様々な活動にも参加していただきまして、地域により近い存在で相談できるよう働きかけていただいております。

また、地域の資源といたしましては、地域で開催しております認知症カフェにおいては、介護事業所の専門職の方々がボランティアとして参加いただきまして、相談対応ができるように対応していただいております。地域の身近な場所での相談体制となるためより気づきが早く、その後、必要な支援につなぐことができるようになっております。

そのほかといたしましては、広報・ホームページと、あと2か月に1回新聞折り込みなどで配布しております「ふでりんいきいき通信」などにより、相談センターについて広く周知しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

やはりしっかりと周知、お知らせのほうをこれからもお願いしたいと思います。

では、今後、どのような取組をまた考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

お願いいいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 町長の答弁でも申し上げましたが、やはり自助・互助・共助がバランスよく整うことが重要と考えております。中でも、自助・互助の関わりは特に大切なこととなりますけれども、共助といたしましては、より気軽で身近な相談窓口となるよう、地域包括支援センターなどへの相談がしやすくなるよう、相談窓口の周知はもとより、出前講座や各種講座など、地域に出向くときを利用いたしまして、地域と本人、または適正なサービスのつながりの一助になるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

孤独死への対応については、これまで本町、我が国を支えてくださった方々を誰も孤立させないために、行政でなく地域の皆さんでつながり、支え合う社会の構築ということで、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと要望しまして、この質問は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に「地域に生息する動物への対応」の質問に移りたいと思います。

先ほど部長の答弁の中で、野良猫などへの餌をやらないようにお願いしているとありました、具体的にはどのような形でされていらっしゃいますでしょうか、お教えください。お願いいいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 当課といたしましては、現場を確認の上、餌やりをしている方に対して次のことをお伝えしております。1つ目が、野良猫が徘徊すること、子猫が生まれて野良猫が増えること、これの原因の1つとして野良猫への餌やりがあること。2つ目に、野良猫が庭にふん尿をすることで困っている。また、野良猫が繁殖して増え、鳴き声などで困っているといったことから、むやみに餌を与えないで欲しい、御近所からの苦情があること。3つ目としまして、おなかをすかせている猫がいたら餌をやりたいという気持ちは否定できませんが、猫のためを思って与えているということが、結果として猫が繁殖して増えて、縄張り争いが起こり、けがや事故に遭うなど、不幸な猫を増やしてしまうことにつながるということ。以上の3つのことをお話しして、改善がない場合には、広島県動物愛護センター職員と同行の上、指導を行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

以前は、猫を捕獲していたという話を聞いたことがあるんですけれども、現在そのようなことはできないのでしょうか、お知らせください。お願いいいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 以前は、広島県動物愛護センターによる犬や猫の定期巡回回収がありました。動物愛護の考え方から、平成26年度をもってこれは廃止され、動物愛護センターの窓口での取引といったものも、飼い猫・野良猫に関わらず行っておりません。本町もそれに併せて、猫の捕獲は行っておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

それでは、野良猫が増えるばかりで、野良猫に関する困り事というのでは解決できないと考えます。それとは別に、地域猫活動制度があるということを調べたのですが、この制度は、自治会単位や地域住民が主体となって、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、餌のやり方やふんの始末などに関するルールを定めて、地域で野良猫を適切に管理していくことにより、野良猫によるトラブルを減らすとともに、不幸な野良猫の数も減らして住みやすい地域にしていくという活動のようです。この活動をされているところは本町にはありますでしょうか、町内の中にですね。また、町としてはこの制度を推進するというような考えはございますでしょうか、教えてください。お願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 地域猫活動につきましては本町では2か所あります。その団体の活動内容について、具体的なことは県への報告となっており、町では把握しておりません。この制度を活用すれば、不妊去勢手術の費用の補助もあり、活動団体の負担が少なくなることになりますので、町としては、御近所などの同意を得て、広島県動物愛護センターへの申請をしていただき、猫との共存をされる方法もあると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。

地域猫活動をするという形においては、御近所の皆さんの同意など、非常にちょっと難しいところというのが出てくるとは思うんですけども、例えば呉市では、先日、野良猫に対する一斉不妊去勢治療という手術を行ったと、ネットにも出てたんですけども、書いてありました。本町でも同様の取組というのはできないでしょうか。お願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 呉市で行われた一斉不妊去勢手術は、動物愛護団体が主催で実

施されたものです。呉市の動物愛護センターの協力としましては、会場の提供と職員のボランティアというふうに聞いております。市町主催で不妊去勢手術を行った例はほかにもあるようです。今後、そのような市町の情報の収集を行い、本町での実施について研究してまいりたいと思います。

以上です。

～～

○議長（時光） 藤本議員。

～～

○1番（藤本） ありがとうございます。

地域猫活動をしてなくとも、飼われていない猫に対する不妊去勢手術の費用を補助している市町というのはたくさんあるようですが、本町でも同様の補助金制度を創設していただき、住民の理解を得ることができれば、少しでも野良猫が増えないようになり、共存できる環境をつくることができると思うのですが、いかがでございますか。

～～

○議長（時光） 熊野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○生活環境課長（熊野） 不妊去勢手術をすることで、長い目で見れば野良猫の増加を抑えることはできると思いますが、野良猫に対するふん尿をする場所のしつけなどが行き届かないと、庭へのふん尿を抑えることは困難だと思います。この制度を創設している市町に現状と課題を聞くなどして、研究してまいりたいと思います。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 藤本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○1番（藤本） ありがとうございます。

呉市で行われた一斉不妊去勢手術について、本町でも実施できるよう、またこれは自治会単位でも構いませんので、不妊去勢手術に対する補助金制度の創設についても、引き続き研究していただきたいと思います。

餌やりをやめられない気持ちというのは理解できますし、痩せ細って餓死するというような、かわいそうな姿というのは見たくないです。環境美化の観点からも、ほかの市

町から熊野町に来られた方が見る、そういう姿を見られるのもあまりよくないことだと思います。かといって、このまま放置してしまうのであれば問題解決しませんので、何らかの策は講じるべきだと考えます。そのために、今回不妊去勢手術に対する補助金制度認定というのを要望をいたしまして、私の質問を終わりとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で藤本議員の質問を終わります。

続いて、6番、中島議員の発言を許します。

中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） おはようございます。6番、中島数宜です。

本日は、通告書に基づきまして、さきの9月3日に実施された町内一斉清掃の実施結果と今後の取組について、質問いたします。

御案内のように、町内一斉清掃事業は、町内の河川清掃を行い、台風・大雨などから農作物を守り、古くには、馬車車でわだちとなった農道などの整備を行うとともに、地域のつながりとコミュニケーションを図ることを目的として、立春から210日を迎える9月に川掃除として始まった事業であると認識をしております。

本事業がいつから始まったかはっきりは分かりませんが、私が住んでいる地域では、子供の頃には既に始まっていたと記憶をしております。この間、事業主体が熊野町から公衆衛生推進協議会に変わり、町内一斉清掃に名称が変更となったりしながら、熊野町の文化として継続され、現在に至っているところであります。

今回の質問に当たりましては、私が当協議会の会長をさせていただいている立場から、一般質問をちゅうちょしたところではありますが、本事業に私が直接関わってきて見えてきたこともあり、また、本事業を推進するに当たり様々な問題点、課題が発生していることも事実であります。将来にわたって本事業が熊野町の文化として継続されるためにはどうあるべきかとの思いで、あえて提案を含め質問をさせていただくことにいたしました。

まず1点目ですが、冒頭、町内一斉清掃の背景などについて説明をさせていただきましたが、公衆衛生推進協議会が本事業を担当するに至った目的と、所掌範囲をお尋ねいたします。

2点目。今年の町内一斉清掃は、コロナ感染症などの影響によりしばらく中止をしておりまして、4年ぶりの開催となりました。その実施結果と問題点など、町としての見解をお尋ねいたします。

3点目。参加者の把握は難しいとは思いますが、年々参加者が少なくなってきたているように思います。本事業を各自治会に担当していただいていることから、自治会会員数の状況からある程度参加者が推測できるのではないかと思います。その辺がお分かりになりましたら、お答えください。

4点目。4年間も河川に立ち入ることができず、清掃が十分できなかつたのではないかと危惧しております。今後も温暖化、高齢化などに伴い、河川のり面などの清掃は厳しくなり、荒廃区間が増加するのではないかと思っております。河川管理者として、その現状を把握されておられますか。また、荒廃した区間をどのようにしていくつもりか、現状とその対策をお尋ねいたします。

最後の5点目、町内の行政別河川区間長と各自治会が実施している清掃区間長を、河川管理者として把握されておられますか、お尋ねいたします。

以上、明快な御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

～～

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

～～

○町長（三村） 中島議員の御質問、「町内一斉清掃の実施結果と今後の取組」についてお答えいたします。

9月の町内一斉清掃につきましては、町民の皆様をはじめ野町公衆衛生推進協議会や各事業者の御協力によりまして、大きな事故もなく無事に実施できましたことに感謝を申し上げます。

この事業は、自分たちの住む地域のために、自分のできることを、できる範囲で、清掃活動を通じてコミュニケーション活動の高揚、環境保全、防災を主な目的としたボランティア活動だと思っております。今後も、無理のない、できる範囲での活動をお願いしたいと考えております。

詳細につきましては、住民生活部長、建設農林部長から答弁をいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 西川住民生活部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○住民生活部長（西川） 中島議員の御質問、「町内一斉清掃の実施結果と今後の取組は」について、詳細にお答えします。

まず1点目の「公衆衛生推進協議会（公衛協）が担当するに至った背景と、その所掌範囲は」についてですが、公衛協が担当するに至った背景は分かりかねますが、本町の公衛協は昭和36年に設立され、現存する過去の町広報では、昭和47年8月号で、公衛協が主催となって「川をきれいにする運動について」という記事の掲載がございます。

公衛協の規約においては、目的として、「熊野町民の公衆衛生の向上について、自覚と自主的な実践を促進するため」とあることや、広報の記事で「きれいにする運動」とあるように、地元における公衆衛生の向上の観点から実施することとなり、遅くとも昭和47年には全町的に実施していたものと思われます。

町内一斉清掃に関する公衛協の所掌については、規約上、特に規定はされておりませんが、公衛協の構成員である自治会長などが協議して実施日を決定し、必要なものの調達、自治会員への周知などを行っていただいているところです。清掃範囲については、自治会長などの協議、地元の自主的な実践や、自助・共助の観点により決められたものと思われますので、正確な清掃区間の長さは把握しておりません。

次に、2点目の「今年度の実施結果と問題点は」につきましては、町内一斉清掃で回収した草などの量は、令和元年度と比較して今年度は約8%減少していました。費用面においては例年とおおむね同額の事業となっております。

問題点は、一斉清掃を実施する場所と時期の2点であると考えます。まず、場所においては、危険な箇所は実施しないということを徹底していただけるように取り組んでまいります。また、時期については、現在は9月の第1日曜日としておりますが、最近の9月上旬は暑い日が続いており、熱中症による事故などが心配ですので、実施時期を変更する方向で公衛協と協議してまいります。

3点目の「参加者が年々減少していると思う。年度別参加者の状況は」につきましては、各地域での参加者数を把握しておりませんので分かりかねますが、自治会への加入率が減少していることから、町内一斉清掃への参加者も減少していることは推測されます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 中島議員の御質問、「町内一斉清掃の実施結果と今後の取組は」の4点目の「河川側面、荒廃区間が増加している。その現状と対策案は」について詳細にお答えします。

町内の河川としましては、県管理の2級河川と町管理の普通河川がございます。まず、県管理の河川につきましては、毎年開催される県と町の事業調整会議において、現状の報告及び要望事項を伝えております。次に、町管理の河川につきましては、護岸の補修などの維持修繕に加え、流水を安全に流下させるための護岸の整備や、河川断面を阻害している堆積土砂を撤去する浚渫工事を実施することで、災害の未然防止に努めているところでございます。

5点目の「広島県河川管理区間、熊野町河川管理の区間長と清掃区間長は」につきましては、広島県の河川管理区間の延長は二河川約3.9キロメートル、平谷川約1.1キロメートル、熊野川約4.8キロメートル、熊野町の河川管理区間の延長は約62.6キロメートルとなっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ありがとうございました。

それでは、少し何点かお尋ねしたいと思います。

先ほどの町長の答弁で、今後も無理のない、できる範囲での活動をお願いしたいとの答弁がありました。今回は川に入っての作業を少し控えたことによって、河川に草木が残っているところがあります。このままだと草木が大きく育って、年々管理や、あるいは清掃をするのが難しくなってくるのではないかと思いますが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 町内一斉清掃での作業の在り方につきましては、町民のボランティア活動であり、危険なところに入っての作業は控え、けがのリスクを抑え、安全第一で活動することが大切だと考えております。人口もピーク時から比べますと約1割減少して、これからも人口減少が進む見込みでありますから、無理のない、できる範囲での活動としていただき、安全第一で、危険なところは実施しないことを徹底していただきたいと考えております。

以上です。

～～

○議長（時光） 中島議員。

～～

○6番（中島） ありがとうございました。

無理のない、できる範囲での活動ということでありますけれど、最近は人口が減少したというのもありますが、高齢化であったり、あるいは自治会の会員数の減少によって、最近は町内の一斉清掃の参加者が少なくなってきております。

以前は、地域のほぼ全員の方が清掃に参加しておられました。だからこそ町内一斉清掃としての価値があったんだろうというふうに思います。現在では、自治会員以外の住民はほとんど参加されておられません。仮に自治会の加入率が70%であって、500世帯の自治会の例で見ますと、約150世帯は清掃に参加されないというふうな状況になってます。非会員で清掃に参加されず、家の前がきれいになっている、このような不合理なことも時には発生しているのではないかと思います。このような状態で自治会がお世話をするのは、いろいろな面で限界があるのでないかと感じています。

自治会の加入率の減少イコール町内一斉清掃の参加減少となっていることについて、町はどのように考えておられますか。よろしくお願ひいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 熊野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○生活環境課長（熊野） 町内一斉清掃ということで、基本的には自治会に入っていない方にも御協力をいただきたいところですが、現実には難しいと考えますし、参加者減少についてはやむを得ないかもしれません。

一斉清掃の始まりもそうだったのでしょうが、近年、梅雨時期など、線状降水帯の発

生による豪雨などが頻繁に発生している状況を考えますと、身近な溝掃除などは、災害を起こさないための自助、共助につながるものと考えますので、防災という観点からも積極的に参加していただけよう、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 地域によっては、河川の清掃区間が減少すると、側溝とか、あるいは水路、農道などの清掃場所が移行するということになろうかと思います。そういう意味では、清掃のスタイルが大きく変わってくるのではないかというふうに思います。

どこをどのようにするかは各自治会で検討すればよいと思いますが、本流につながる支流ですね。その清掃が思うように進まず、荒廃であったり、堆積が進むのではないかと危惧します。河川管理者としてどのようにしますか。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（宗像） 町内一斉清掃につきましては、熊野町公衆衛生推進協議会の事業であり、河川管理者として意見を述べれる立場ではございませんけれども、町内一斉清掃に限らず、ボランティア活動によって地域の清掃していただけることについては、大変ありがたいというふうに考えて思っております。

あと堆積土砂につきましてですけれども、先ほど建設農林部長の答弁にもございましたが、流水を安全に流下させるための浚渫工事等につきましては、管理者として適切に実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 少し先ほどの質問に関連をいたしますけれど、以前から実施してきた場所などが、様々な要因によって清掃が難しくなってきております。河川管理者として、町内一斉清掃そのものを見直していく時期に来ていると思います。具体的なその実施方

法を公衛協と協力しながら方法を示すべきではないかなと思っております。町の見解をお尋ねいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 議員おっしゃられるとおり、地域のつながりが希薄となり、また自治会への新規加入が少なくなっていることなど様々な要因により、過去に実施してきたような町内一斉清掃ができなくなる、なりつつあることは認識しております。

町内一斉清掃は、住民生活部長の答弁にもありました、もともとは地域をきれいにする、地元における公衆衛生の向上の観点や美観から始まっており、それが徐々に広がって広域的になり、いつの時期か公衛協が主催となり町全体で実施することとなったものと推測しています。これまで答弁させていただいているとおり、無理のない、できる範囲での活動で実施していただけるよう、公衛協と協議していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 同様の質問でちょっと御無礼しますけれど、9月の定例の議会において、同僚の議員から河川管理に関する質問がありました。河川は、災害を防止する観点から、適宜、護岸整備を行うなど適正な管理を行っていくことが重要であると答弁がありました。私もそうあるべきだと思っております。今回の一斉清掃で、河川管理者として清掃できなかった区間、場所は把握されておられますか。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 部長答弁でもありましたが、町内一斉清掃で清掃する区間、場所については、自治会長などの協議、地元の自主的な実践や、災害対応における自助・共助の観点により決められたものと思っております。よって、清掃できなかった区間、場所については把握できておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 同じく同僚議員の関係になりますが、町内の一斉清掃に関する質問で、今後は町の責任として河川に入るのはやめるなど、無理をしない清掃を徹底するとの答弁がありました。今後は、今までやってきた区間が未清掃区間として残すことになります。このあたりはどうされますか。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） あくまでも安全第一での清掃活動と考えておりますので、以前に比べ、未清掃区間ができることについては致し方ないものだと考えております。  
以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 河川ののり面が、個人所有の場所が結構あると思います。耕作放棄であったり、あるいは高齢化などによって、草木が河川に覆いかぶさり清掃ができない。このような区間が多くなってきていると思います。危険水域と同様に、この状況の対処方法が分かりましたら、教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 個人の所有の場所は、基本的にはその所有者で清掃ということになりますが、所有者同意のもと、地元において、関係者で協議され、実施されるものと考えております。また、清掃作業が困難な区間となり清掃できないところとなることについても、致し方ないと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 最後になりますけれど、本事業に直接関わってきて見えた主なことは、参加者が減少していること、清掃ができない箇所が増えてきたことが考えられます。以前と比べ、河川清掃が十分にできず、きれいな景観を失っていくことが心配となり、いろいろ今回質問をさせていただきました。町においても、一斉清掃事業が過渡期に来ていていると認識していただいていることがよく分かりました。

多くの町民の皆様に本事業に参加していただき、我がまちをきれいにする機運を高めるとともに、コミュニケーションの場としての行事となるよう、今後の一斉清掃の在り方を、公衆衛生推進協議会とともにアイデアを出し合って、本事業が熊野町の文化として継続されるために協力をしていただくことを要望いたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で中島議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時55分です。

（休憩 10時38分）

（再開 10時55分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、3番、水原議員の発言を許します。

水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 皆さん、おはようございます。

3番、水原耕一です。本日もよろしくお願いいいたします。

今回は2つほど質問をさせていただきます。

まず、1つ目は「食品ロス削減と子供の貧困に対する取組」です。

国連の持続可能な開発目標SDGsの中にも取り上げられている内容ですが、今、私たちが置かれている環境を見回しますと、かなりの食品が捨てられているのが分かります。消費者庁のデータを見ますと、食品ロス量は年間523万トン、毎日10トントラック1,433台分、1人当たり毎日おにぎり1個分廃棄されているようです。また、

食品ロス量 523 万トンのうち食品関連事業者 279 万トン、一般家庭 244 万トンとなっているため、一般家庭への周知の取組も必要なことだと分かります。

環境問題と照らし合わせてみると、食品は多くの水分を含むため、焼却するのにかなりのエネルギーを使います。食品ロスの削減は CO<sub>2</sub> の削減にもつながるということです。令和元年 10 月に施行された食品ロス削減推進法の中でも、市町村の取組の強化がうたわれています。そこで、熊野町の現在の取組をお聞きします。

次に、「子供の貧困に対する町の取組は」ですが、食品ロスが増える一方、子供の貧困状態が変わっていないのが現状です。給食以外ほとんど食事が取れない子や、給食以外はインスタント食品などで済まし、十分な栄養が取れていない子（相対的貧困と申しますが）など、子供の貧困に対する活動は早期に取り組み、また食育を進める活動もしていかなければなりません。そこで、熊野町がこの問題をどう捉え、どう考え、また改善していくのかをお伺いします。

以上、2点の詳細な答弁をよろしくお願いします。

次に、2つ目の質問、コミュニティ・スクールの現状と課題についてお伺いします。

現在、教育現場の複雑な環境変化に対応すべく、教育委員会でもいろいろな取組を考えられていると思います。今回は、中でも全国的に広がりつつあるコミュニティ・スクールに注目して質問させていただきます。

文部科学省のホームページを引用しますと、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。法律に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、1つ目、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。2つ目、学校運営に関する意見を教育委員会、また校長に述べることができる。3つ目、教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べることができますと書かれています。

子供たちの体力や学力向上、いじめや不登校問題など、様々な課題に対して、学校と地域の方が力を合わせて子供たちの成長を見守っていく活動、いわゆる地域の方とともに学校運営をしていくこうとする施策で、これからは教育の柱の一つになろうと思われます。また、近年の教職員の長時間労働に対する問題のサポートもしていく取組だと感

じました。熊野町も教育要覧の中でコミュニティ・スクールに力を入れていこうとしていることが書かれています。そこで、今の現状と課題についてお伺いします。

以上、詳細な答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村）水原議員の2つの御質問のうち、1番目の「食品ロス削減と子供の貧困に対する取組について」の御質問は私からお答えし、2番目の「コミュニティ・スクールの現状と課題について」の御質問は、教育委員会から答弁をいたします。

1番目の御質問1点目の、令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法については、町はどのような取組をしているかについてですが、この法律は、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律であり、国、地方公共団体、事業者の責務、消費者の役割を示したものでございます。本町としましては、消費者、事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深めるよう、引き続き、啓発していきたいと考えております。

次に、2点目の「子供の貧困に対する町の取組について」ですが、低所得の子育て世帯に対する支援としましては、各種制度利用における利用料や負担金などの減免制度のほか、小中学校の児童・生徒を持つ世帯に対しましては、就学援助等も行っております。また、食品ロス削減の観点から申しますと、生活困窮世帯に対して、必要に応じて更新期限が近づいた災害備蓄用の食料品を配布するなどの支援を行っております。

詳細は健康福祉部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光）水原議員の1番目の「食品ロス削減と子供の貧困に対する取組について」の御質問のうち、2点目の「子供の貧困に対しての町の取組は」について詳細にお答えいたします。

低所得の子育て世帯に対する主な支援策としましては、経済的な支援として、生活保護世帯や町民税非課税世帯に対し、保育料や放課後児童クラブの保護者負担金などを免

除しています。また、小中学校の児童・生徒を養育する世帯に対しましては、学校給食費や学習用品購入などにかかる費用を就学援助として支援しています。さらには、生活に困窮する母子家庭等に対する支援としまして、親の就業を支援する目的で、看護師等の資格取得を目指して、行政機関等へ通う間の生活費を給付金として支給したり、広島県ひとり親家庭等福祉連合会と連携して子供の学習支援事業を行っており、町民会館において、年間18回程度実施しています。

そのほか、食品ロス削減の観点からの支援策としましては、町の災害備蓄品の活用策の一つとして、食品ロス削減の観点が住民福祉の向上に資する支援策につながるようにと、昨年度、生活困窮者等への支援に係る熊野町災害備蓄品活用事務処理要領を整備し、更新時期が近づいた食料品等を、生活に困窮する家庭や育児放棄等で食事を十分に与えられていない児童に配布する仕組みを構築しており、食料品等を無駄に廃棄することなく有効に活用しております。

また、関係機関の事業になりますが、熊野町社会福祉協議会において、企業等から提供を受けた食品等を必要とする人に届けるために、緊急一時食品提供事業、いわゆるフードバンク事業を行っております。保健師など町の職員が相談支援を通して関わる中で、一時的に最低限の食料品なども買うことができないなど、その方に必要と判断した家庭に対してはこの事業の利用を勧めるなどして、適宜支援しているところでございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 平岡教育長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○教育長（平岡） 水原議員の2番目の「コミュニティ・スクールの現状と課題」についてお答えします。

まず、コミュニティ・スクールにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、学校運営に地域住民や保護者が参画することにより、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現するために、学校運営協議会の設置が平成29年4月1日から努力義務化されました。本町におきましては、学校運営協議会規則を策定し、令和2年度から取組を進めているところです。

しかしながら、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、協議会そのものを開催することができなかつたり、先進地視察が中止になつたりと

取組が進まない状況でしたが、5類感染症への移行後は、町教育委員会主催の研修や各学校での取組等、積極的な推進を図っているところでございます。

次に、課題についてでございますが、学校間により取組の進度、組織体制等について温度差が見られるなど、町全体での制度の周知徹底、さらなる意識の向上等が必要であると考えます。町教育委員会としましては、今後も学校、保護者、地域と一体となってさらに取組を推進し、地域とともにある学校を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 詳細な答弁をありがとうございます。

それでは、1つ目の食品ロス削減と子供の貧困に対する取組について、まず質問させていただきます。

私が令和3年12月議会においてごみ問題の質問をさせていただいたときの回答ですが、可燃ごみの割合が、令和2年度の統計データで68.4%とお聞きしました。他の市町村のデータですが、可燃ごみの中で生ごみの割合は約30%、40%ぐらいだろうと出ておりました。そのデータをもとに計算すると、熊野町に当てはまるかどうかは分かりませんが、目安が出ると思いますのでお聞きしますが、現在の可燃ごみの割合はどうなっていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 可燃ごみの割合につきましては、令和3年度が69.6%、令和4年度が70.9%です。そのうちの生ごみの割合につきましてはデータを取っていないので分かりかねます。

ちなみに、生ごみの水をしっかり切る、乾かしてから出していただく、堆肥として活用するなど、各御家庭でいただければ、議員おっしゃられたように、焼却エネルギーの削減、CO<sub>2</sub>の削減、また可燃ごみの削減につながると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 数値が変わらないということは、やはりまだごみの分別意識が前とは変わっていないということですので、引き続き、分別回収の周知のほうも取り組み続けていかなければなりません。

また、これまでコロナ禍で、自宅で過ごすことが多かったことで、ごみの量が増えていると思われます。その分、生ごみの量も増えているということでしょうから、やはりいろいろな方法で周知していかないといけないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そこで、令和元年10月に食品ロス削減法が施行されました。それに伴って食品ロス月間が10月で、10月30日が食品ロス削減の日になっているのですが、熊野町で何か特別な取組はしていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 特別な取組ではございませんが、食品ロス削減に関するポスター、チラシなどを公共施設で掲示することにより、啓発を行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 意識づけが大切だと思いますので、これからもよろしくお願ひします。

次に、先ほど、食品ロス量523万トンのうち、一般家庭244万トンと申しました。これは住民に対する食品ロス削減の周知が必要だと思いました。ポスターやチラシなどのほかに啓発活動が必要だと感じましたが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 10月は3R推進月間というふうになっておりまして、町広報では10月号に、ごみの減量のための4R、4つあるんですが、運動を心がけましょう

という記事を掲載しております。4つのRのうち、リデュースがごみを減らすということです。今後、食品ロス削減についての内容も加味して広報していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ありがとうございます。

ぜひ10月だけではなく、定期的に行われれば、また違ってくると思いますので、考えてみてください。

また、食品関連業者の方にも食品ロス削減のお願いをしていかないといけません。町内の飲食店や商店に対し、何か啓発活動等はしていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 食品ロス削減のお願いを町内の飲食店や商店に対して直接は行っておりませんが、商店等においては、食品の賞味期限の古いものを前に出したり、割引にして販売したりするなど、商品が売れるようにすることイコール食品ロス削減には努められていると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ぜひ食品関連業者の方にも意識づけのほうをよろしくお願いします。

次に、食品ロスの削減を目的として、家庭で余った食材を集める活動、フードドライブ活動を実施している市町村があります。先ほど、他の市町村のデータで、可燃ごみの中の生ごみの割合が約30から40と申しました。これもまた別の他の市町村のデータですが、平成29年度のデータで、その生ごみの中で手つかずの食品が約45%を占めているとの統計が出ていました。全てが食べられる状態ではないでしょうが、食べられるのに処分されている食品が中にはあるということです。食品ロス削減の意識づけと、

フードドライブ活動の周知が進めば、かなり違ってくるのではないでしようか。熊野町のこれからを考えはいかがでしようか。また、そのフードドライブ活動で寄附された食品を必要としているところへ提供する団体、フードバンクの支援もどのように考えていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） フードドライブ活動は、家庭や店舗などで未使用の食品の缶詰やインスタント食品などを御寄附いただきて、こども食堂や食品を必要とされている団体などに提供する事業で、健康福祉部長の答弁にもありましたように、本町では、社会福祉協議会が緊急一時食品提供事業として既に行われておりますので、この事業の推進に協力していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） すみません、勉強不足で申し訳ないんですが、社協がやられている緊急一時食品提供事業というものは初めて知りました。この事業をどれくらいの住民の方が知っていますでしょうか。広めていく努力も必要なので、周知のほうもこれからよろしくお願ひいたします。

次に、令和元年9月の定例会で、給食の食べ残しの件を質問しました。そのとき残食を減らすための工夫として、食べ残しが多い食品についていろいろと味つけ等を工夫し、少しでも残食を減らしていくよう取り組んでいると答弁をいただきました。その後の状況はどうなっていますでしょうか。廃棄処分量の推移はどうなりましたでしょうか。

また、これも廃棄する給食の食品を堆肥にし、子供たちが野菜や花などを育てるようにしてはとまた前回質問しましたが、その後の進展はありましたでしょうか。子供たちが学校で習うことを家に帰って親に話をする、これも大事な周知方法だと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） まず、給食の廃棄処分量、残食量についてなんですかけれども、各主食、米であるとか、麺であるとか、パン等ございます。また、おかずでございますとか、果物等といった副食、これごとに確認を行っておりますけれども、大幅な減少傾向は見られていないのが現状でございます。

残食を減らす工夫としては、以前と変わらず、残食が少ないメニューの研究でございますとか、調理方法の工夫をしながら、残食の減少に今後も努めていきたいと思っております。また、間食の日等も設定して啓発に努めていきたいと考えております。

それから、給食の廃棄について、野菜や花などを育てるような工夫ということでございます。これについては現在実施はできておりません。これにつきましては、選択制のデリバリー方式のランチボックス、こういうことなので、児童・生徒のランチボックスを集めて、一括して委託業者が持ち帰っております。そこで残食を処分することから、なかなか実施することが難しいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ありがとうございます。

コンポストですね、生ごみを堆肥に変える箱ですが、それらを学校に置いとくだけでもまた教育になるのではないか。それも含めて考えてみてください。よろしくお願いいたします。

それでは、ここから子供の貧困に関して少し質問させていきたいと思います。

近年、子供の貧困というのが社会問題となっているようです。生活困窮等により、学校の給食以外、家庭でちゃんと食事を食べていない子供や、食べているとしてもインスタント食品や菓子パンしか食べていない子供などもおり、これらはいわゆる相対的な貧困に当たると言われております。本町においても、少なからずそうした児童もいるのではと思いますが、これまでそうした調査をしたことがありますでしょうか。そのあたりの実態を把握しているのかをお聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 子供の貧困に関して、本町の実態ということですが、町が支援に入っている子育て世帯のうち生活困窮の世帯も何件かありますが、町全体で言いますと個々の生活実態というのが見えないため、正直、全体像というのは把握しておりません。

ただ、参考になるものとしましては、4年前ですが、子ども・子育て支援事業計画という、こういった計画書をつくっておりまます。その中で、子供の生活の困窮に関する質問事項というのを設けまして調査をしておりまます。質問内容としましては、「お金が足りなくて家族が必要とする食料品を買えないことがあったか」という問い合わせに対しまして、「よくあった」、「時々あった」、「まれにあった」、これらの三つの答えを合わせまると、回答が10%近くになりました。10%程度の家庭においては、一時的かもしれませんが、生活困窮、あるいは生活困窮に近いような状態があったのかと推察されます。

そのほかで言いますと、一般的にはひとり親家庭、主に母子家庭が生活困窮に陥りやすいとも言われております。

参考までに、本町の児童扶養手当の支給世帯ですが、直近の数値でいいますと、対象世帯161世帯、対象児童数は269人となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ありがとうございます。

4年前の調査では、約10%の子育て家庭で生活困窮の可能性があったということです。その中には、十分に食事が食べられない子供や、成長期に必要な栄養が取れていな子供も一定程度いるのではないかと心配します。

そこで、民間では、こうした子供たちへの支援としてこども食堂をボランティアで運営している団体もあるようです。熊野町内でもこうした活動が始まっていると聞いております。とてもありがたいことだと思います。

こども食堂は、地元のスーパーマーケットや農家さん、またフードバンクなどから余った食料品や野菜などを提供してもらうことで、子供の貧困、相対的貧困や孤食の問題などの改善や、また食品ロスや地域コミュニティーの活性化にもつながるとてもよい活

動です。ただ、運営するに当たって、会場の確保が困難であったり、事故に備えての保険代や光熱費、水道代の負担などが課題とも言われております。そのあたり、町として何か支援するということは可能でしょうか、お伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） こども食堂への支援ということですが、現在、町内のはうでこども食堂の活動をされている個人、団体というのが複数あるということは確認しております。2つか3つ程度だと思いますが。また、子供たちのために今後始めてみたいというような声も聞きまして、そういった方については個別に相談に応じたりしているところもあります。

御指摘の行政としての支援ということですが、支援の一例を言いますと、町の施設を会場として活動されているような団体もあります。こちらは社会福祉協議会のはうにボランティアの登録申請をされておりますので、そういった方が会場使用の申請をされた場合は、町としては会場の使用料のはうを免除しております。あと、そういった団体からの依頼に応じまして、学校であるとか、公共施設のはうにポスターを貼るといったこともして、事業の周知のはうに協力をしております。

今後も新たにこども食堂を始めたいといった団体等がありましたら、可能な範囲で、町としても支援していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ありがとうございます。

ボランティア活動ということで、会場の使用料を免除している例もあるということが分かりました。それであれば光熱費や水道代なども含まれているので、運営的にはある程度負担軽減になっているのではと思います。これからもよろしくお願ひいたします。

そこで、これら関連してお聞きしますが、他の自治体の取組を見ますと、こども食堂への支援をふるさと納税の仕組みを利用して取り組んでいる市町村もあるようです。熊野町としてもそうした取組はできないものでしょうか、お伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） こども食堂への支援をふるさと納税の仕組みを利用して取り組んでいる市町村、この存在は確認しております。ふるさと納税のサイトには、ふるさと納税を利用し、使い道に共感して行うクラウドファンディングとして、自治体が抱える問題解決のために使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募るという仕組みがございます。こういったこども食堂への支援制度とか、あとプロジェクト化、こういったことを今後調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ありがとうございます。引き続き、調査・研究のほうをよろしくお願ひいたします。

持続可能な開発目標 S D G s の取組が世界的に注目され続け、真剣に取組を始める方が増えてきています。その中、町が先導して施策を打ち出していくというものは大切なことです。フードドライブ、フードバンクの活動がもっと身近に感じられ、活発化すれば、こども食堂の広がりの支援にもつながります。食品ロス量が増えている状況の中、子供の貧困が増えているという矛盾が生じているのもおかしなことです。この矛盾を解消するためには、やはり行政の力添えが必要になってくることと思われます。ぜひ前向きに考えていただけたらありがたいので、よろしくお願ひいたします。

以上でこの質問は終わらせていただきます。

次に、コミュニティ・スクールの現状と課題について、少し質問をさせていただきます。

まず、コミュニティ・スクールは各学校で行われているのでしょうか。行われているのであれば、どのような方が委員になり、何名で構成されていますでしょうか。また、今までのコミュニティ・スクールの活動状況と年間のスケジュールはどのようになっていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） コミュニティ・スクールは、町内6校の全小・中学校で取組を進めております。コミュニティ・スクールの取組の中心となります学校運営協議会の委員は各校10名程度でありますと、自治会長でございますとか、民生委員・児童委員、PTA関係者、地域ボランティアのメンバー、それから企業経営者でありますとか、学識経験者等から、町の教育委員会が委嘱をいたしまして任命をしております。

それから、コミュニティ・スクールの定例会である学校運営協議会は、学期に1回のペースで、年3回以上、開催をしております。学校運営協議会では、学校運営の案の承認でございますとか、授業参観による児童・生徒の状況把握、学校課題等の対応など、地域と学校が一体となった教育活動を進めるための協議などを行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 保護者や地域住民などが委員になっているようですが、定例会ではどのような議題で話し合いをし、どのような意見が出ていますでしょうか。また、研修会も行っているみたいですが、内容はどのようなことでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 学校の取組に対して意見をいただくことがあります。地域での子供たちの様子、それから挨拶の状況等も話題になるところです。子供たちの放課後学習について、民生委員・児童委員が中心となって、ともに学習補助などを含めました子供の居場所としての寺子屋的な場をつくっていきたい等の意見も出ておるところです。

また、研修会でございますけれども、町内全教職員や各学校の学校運営協議会委員を対象に、講師を招いての講演でございますとか、実践発表を通した協議などを行っております。学校の取組、地域等の役割や関わりについて研修を行っております。また、先進地でございます府中市のコミュニティ・スクールの様子も視察に行き、研修を行った

ところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ありがとうございます。

引き続き、協議のほうをよろしくお願ひいたします。

コミュニティ・スクール活動を実施したことによる効果はどのようなことがあったのかと、意見が出た後の取組状況はですが、放課後学習等が地域の方のボランティアで行われれば、さつきも言われた寺子屋的な場ですね、そういうのが行われれば、大変意味がある活動だと思います。これは実現しましたでしょうか。また、議論された中から実際行動に移した活動はどのようなことがありましたでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） まず、取組等については、熊野中学校におきましては、中学3年生を対象に、ボランティアによります放課後の数学科の補充学習などを行っております。ボランティアの方々、学校の教職員、生徒からも好評であったというふうに聞いております。

また、熊野第三小学校では、コミュニティ・スクールのルーム、お部屋ですね、開放週間として地域の方々、休憩時間などに児童と触れ合う時間を設けるなど、交流を深めておるところでございます。

熊野第四小学校では、熊野高校と連携して、休憩時間に高校生が小学生と遊ぶなど、交流の場を設けておるところでございます。

また、効果についてでございますけれども、コミュニティ・スクールの活動は児童・生徒のよさや課題等、学校の様子を地域の方に知ってもらうよい機会となっております。また、地域の方が学校の取組を価値づけしてくださったり、前向きなアドバイスをくださったりすることで、教職員の意欲向上にもつながっていると思っておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） いろいろと取り組んでいただけているんですが、しかしながら地域の方にコミュニティ・スクールの活動状況の周知は十分ではないと思われます。自治会や子供会等に広く周知徹底し、学校運営協議会で議論された内容を3世代交流などで行うといったような取組はできないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 学校サポーターとして活動していただく地域の方を募集いたしまして、各学校や公民館等にポスターを掲示しております。また、学校サポーター登録申込書を配布したりもいたしました。さらに、地域の啓発活動を図り、地域と学校がともに子供たちを育していく仕組みづくりを、さらに進めていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） よろしくお願ひいたします。

それとちょっと気になったのが、評価報告書の中で、コミュニティ・スクール活動の推進について、各学校の取組の差が生じているとあります。実際、どのような差なのでしょうか。また、対策は考えていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） コロナ禍もございまして、各学校の教育活動に対する地域の関わりの温度差でございますとか、コミュニティ・スクールに対しての教職員の意識の差などによりまして、学校間での取組の進捗に差が出ている状況が見受けられるところでございます。今後も、教職員だけでなく、地域の方々も対象といたしまして、研修等や先進地視察を実践いたしまして、啓発活動に取り組んでまいりたいと考えておるところで

す。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） よろしくお願ひします。

地域の方との関わりの強化に努めれば、いじめ問題、不登校問題に対する問題解決の糸口がこのコミュニティ・スクールにあると思います。地域の方とともに知恵を出し合い、学校内では解決できないような問題を共有していくば、少しでも改善していくことができるのではないかでしょうか。コミュニティーを通して子供たちの居場所づくりができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 現在、まだそのような実績はないのが現状ではございます。今後につきましては、地域の方々が、いじめ問題でございますとか、不登校問題などの学校課題にも積極的に関わっていただけるように考えていきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） よろしくお願ひします。

いろいろな方が委員になられていますが、卒業したばかりの子供たちに、楽しい学校にしていくための意見を聞く場を持つ自治体があります。卒業したばかりの生徒に集まつてもらい、こんな学校だったら楽しかったのにといった意見を聞いたり、いじめ問題や不登校問題に対する率直な意見を聞いたりしてはいかがでしょうか。学校側や保護者、地域住民の話合いも大切ですが、卒業したばかりの子供たちの今の気持ちや意見を聞くことも必要と感じます。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 卒業生でございます大学生を学校運営協議会の委員にしている学校もございます。今後につきましても、卒業生などの若い方たちの参加も積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ぜひ前向きに検討のほうをよろしくお願ひいたします。

次に、コミュニティ・スクールの活動を行うに当たって、地域住民の方と学校間の取りまとめ役が必要になってきます。そのつなぎ役を学校の先生がやられている市町村があります。熊野町はどうなっていますでしょうか。第一小学校にコミュニティ・スクールの担当の先生がおられます。話合いは平日の夜か土日になってくると思われますが、学校業務の負担になっていないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 各学校では、コミュニティ・スクール担当の教員を任命している学校が多いです。また管理職が窓口となっている状況も見られております。教育課程外の業務については、今後、地域と役割分担等の推選をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ぜひ働き方改革が問題視されている中、大変な思いをしている先生方の負担をなくす取組のほうをよろしくお願ひいたします。

ほとんどボランティアで行われているコミュニティ・スクールですので、活動するとの難しさは感じます。しかし、コミュニティ・スクールの活動がうまく回っていけば、地域コミュニティの充実も図れるに違いありません。

そこで、最後に、町が考えるコミュニティ・スクールに対する課題と今後の進め方をお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 熊野町の宝である子供たちの成長に向けてコミュニティ・スクールを推進し、学校と地域がともに手を取り合いながら取組を進めていくことは極めて大切なことであると考えています。学校におきましては、当然、教育内容の充実はもちろんですけども、地域の方々と関わる中で、思いやりであったりとか、あるいは郷土愛の醸成、自尊感情の向上にもつながるものと考えています。また、地域におきましても、子供たちと関わりを深める中で地域コミュニティの活性化にもつながる考えているところでございます。

課題としましては、先ほどからありましたけども、まだまだコミュニティ・スクールの意義や制度についての周知が足りないところがございます。実は、来週の14日には、学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象にした各学校の実践発表を行う予定しております。私としましては、各学校の取組をしっかりと価値づけていきながら、その意義についてもしっかりと伝えていきたいというふうに考えております。

今後も研修、あるいは視察等を通して、コミュニティ・スクールのさらなる充実に向けて、粘り強く取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 大変ありがとうございます。

他の市町村のコミュニティ・スクールの活動状況を見てみると、なかなかコミュニティのつながりが難しい状況の中、試行錯誤しながら運営している市町村もあります。子供たちの成長に地域の方が関わりを持つことは、きっと熊野町の将来に結びつく活動だと思います。ぜひコミュニティ・スクールの充実に向け、地道にでも取り組んでいただくよう要望します。

以上で、私からの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 以上で水原議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は 13 時 30 分です。

（休憩 11 時 44 分）

（再開 13 時 30 分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、7番、尺田議員の発言を許します。

尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○7番（尺田） 7番、尺田でございます。

当該市町村の条例の定めるところによって手数料を徴収できるとなっており、これは、できるというのは、徴収してもいいですし、徴収しなくてもいいですよということなんですが、それに準じて、本町では熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき、町税や保険料などを納付期限までに納付されなかつた方へ督促状を送達した場合、1通につき100円を徴収するものと認識しております。督促状が住民に届いた場合、本来であれば、税や料に督促料金の100円が課されている督促状に添付された納付書を金融機関やコンビニエンスストアに持ち込み支払わなければなりませんが、実際は督促手数料の100円が課されていない当初の納付書での支払いをしている方も多くいらっしゃいます。

その場合、熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき、住民に対しては督促手数料の100円のみの支払いの義務が生じますが、督促に関わる実費部分として、圧着はがき代、郵送料、圧着用の機械器具使用料、金融機関、コンビニエンスストアへの徴収手数料などを鑑みると、100円の徴収に対して100円以上のコストがかかるることは明白であり、このことについては私が1期目の初年度より、決算委員会の閲覧時間に担当者に対し指摘をしておりましたが、現在まで何の変化もありませんでしたので、今回、このことを質問することにしました。

近年、物価の高騰などを考えると、コスト的に督促手数料の料金設定が適当なのか、また一方では、近隣市町村においては督促手数料を廃止しているところもあると聞いて

おります。そこで、私が思っている課題などを踏まえ、税及び料などの督促手数料の現状と今後の対応について伺います。

それでは、執行部からの詳細な答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 尺田議員の御質問、「督促手数料100円について」お答えします。

本町における督促手数料につきましては、関係法令に基づき条例で制定し、督促状を送付した場合に1通当たり100円を徴収しております。

今後の対応についてですが、県内では督促手数料の徴収をやめている市町が多いと承知しており、本町における督促手数料の在り方を検討することとしております。

詳細は住民生活部長から答弁をします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 尺田議員の御質問、「督促手数料100円について」詳細にお答えします。

本町における督促手数料につきましては、町税においては、地方税法第330条をはじめ各税目の条項及び熊野町税条例に基づき徴収しています。また、その他の科目の督促手数料などの公債権につきましては、関係法令や地方自治法第321条の3第2項及び熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例などに基づき徴収をしています。

町全体の令和4年度の徴収実績につきましては、督促手数料が約90万円の収入となっています。また、督促状送付に係る経費といたしましては、町税の場合では、1枚当たり、圧着用はがき代が約17円、郵送料が63円、圧着用の機械器具使用料等が約56円で、約136円の費用が必要となり、コスト的には経費のほうが上回ることとなります。

今後の対応につきましては、督促手数料は税や負担金などの料にも関連していますので、関係担当部長等で組織します熊野町町税等収納推進本部において対応等を整理するよう取り組んでまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） それでは、まずは督促手数料について本町はどのような解釈でいるのか、伺いたいと思います。全国の多くの自治体では、町税や保険料を滞納した特定の方のためになされる督促状の発行及び送料に関わる実費を滞納された方に負担していただくものと公表されておりますが、本町においては徴収する100円を超えた部分は町税から負担されております。まずは、この督促手数料に対する町の見解というものをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堀野収納管理課長。

~~~~~○~~~~~

○収納管理課長（堀野） 督促手数料につきましては、督促状というものが特定の方に送付されるため、何らかの負担をいただくように考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 本来であれば、全額、ペナルティーという言葉が適當かどうかちょっと分からぬんですが、納期を超えた方へのペナルティーとして全額負担するのが妥当じゃないのかなというふうに私は思っておりますが、現状、町の考え方について伺ったので、今の質問はこれでいいです。

督促手数料についてなんですが、本町ではいつから始まって、どのような経過をたどってきたのか、分かれば教えていただきたい。あと、県内の状況も教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○収納管理課長（堀野） 督促手数料の経過につきましては、昭和25年の熊野町税条例の制定で督促手数料の条項が整備され、昭和26年4月から、督促手数料10円の徴収

が始まっております。その後、昭和47年に20円、昭和51年に50円、昭和57年に100円に増額され現在に至っております。

それと、町内の状況ですが、県内23市町中6町が督促手数料100円を徴収している状況で、県をはじめ残りの17市町は督促手数料を廃止しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 昭和57年から40年余り経過しておりますが、督促手数料は改正がなされてないということが分かりました。この間、確実に人件費の上昇とともに物価も上がってきたのにも関わらず、なぜ改正がなされなかつたのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） すみません。先ほどもございましたけども、昭和57年に100円としてからは見直しをしていないというのが現状でございます。この実態といたしまして、県内ではこの手数料を徴収している町におきましては、いずれの町におきましても100円という状況となっておりまして、そういう状況もございまして、現在に至っているという状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） よその市町がしていないからといって、このランニングコストというものをやっぱり町もこの40年間の間に考えるべきだったんじゃないのかなというふうに私は思っているんですが、一応この点につきましてはいいです。

あと、先ほど答弁にございました、おおむね1通当たり136円の費用を要するとのことでしたが、そのほかにも金融機関からの口座振替などの手数料やコンビニ収納にかかる手数料が求められるのではないかと思いますが、どのようになっておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内会計課長。

~~~~~○~~~~~

○会計課長（福垣内） 現在、金融機関に支払う手数料として、住民から町税等を納めていただぐ際の口座引落しに係る手数料を、ゆうちょ銀行には1件当たり10円、その他の銀行は税込み11円を支払っております。そのほか、町からの支払いに係る口座振込手数料等については、現在、公金扱いとして無料となっております。しかしながら、金融機関を取り巻く状況において、令和6年10月から、銀行間同士でデータ伝送のやり取りを行う際、全国銀行協会が運営する全国銀行データ通信システムの利用における内国為替制度運営費として、税抜き1件62円となることが決定されるなど、金融機関の経費負担の増が見込まれています。

このような中、指定金融機関である広島県信用組合から、口座振込手数料や窓口収納手数料の経費負担について打診があり、今後、町において検討する必要が生じるものと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堀野収納管理課長。

~~~~~○~~~~~

○収納管理課長（堀野） コンビニ収納につきましては、町税の令和4年度実績では3万2,448件の収納代行を行っており、基本料金月額5,500円プラス1件当たり66円で、年間の利用料は約210万円となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） ありがとうございます。

今、コンビニの収納で1件当たり66円かかるということだったんですが、もし督促手数料の100円のみ徴収する場合というようなことがあれば、先ほどの136円にプラスされて66円だから、徴収する100円の2倍の200円かかるということでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堀野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○収納管理課長（堀野） 督促手数料のみの未納の場合の再度の納付書を発送した場合に、そういうことは起こり得ると考えています。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○7番（尺田） 分かりました。ありがとうございます。

次に、年間の督促状の件数、徴収実績について伺いたいと思います。お願ひします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 堀野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○収納管理課長（堀野） 令和4年度の国保税を含む町税については、令和5年10月末時点での督促状発送件数からタイムラグなどに伴う取消し件数を除いた6,220件が有効督促件数となっています。督促手数料の徴収実績は5,748件で、未納が472件のうち督促手数料のみの未納が379件となっております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○7番（尺田） 今言っていただいたのが10月末時点の数字ですので、これから3月までどんどん増えるんではなかろうかということが予想されます。今の説明で分かりましたので、この点はよろしいです。

分かる範囲で構いませんが、過去の督促料の未納状況が分かれば教えてください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 堀野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○収納管理課長（堀野） 令和5年10月末時点での内容となります。令和3年度の未納件数が212件、うち督促手数料のみ未納が138件、令和2年度の未納件数が134件、うち督促手数料のみ未納が117件、令和元年度の未納が234件で、うち督促

手数料のみ未納が 162 件となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 先ほどの実績で言いますと、令和4年度の督促手数料のみの未納が379件あるとのことです、どうして督促手数料のみが残ることになるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○収納管理課長（堀野） 督促状が納税義務者に到達していることが前提となります、届いた督促状で納付をされず、当初の納付書で納付されるケースが考えられます。この場合、金融機関には翌月20日から督促手数料を納付書に記載いただき納付するよう依頼しておりますが、コンビニ収納ではバーコードの読み取りのため、督促手数料を追加徴収することができず、本税のみを徴収することになり、督促手数料のみが未納になることが考えられます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） それでは、督促手数料のみが未納になったものは、どのように対応され ておられるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○収納管理課長（堀野） 督促手数料100円のみ未納の方の場合は、督促手数料100円を徴収するために100円以上の経費をかけることになり、貴重な財源を減らすことになるため、全体のバランスを考え、文書を郵送しての催告は行っていない状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 貴重な財源を減らすため、全体のバランスを考え文書を郵送して催告は行っていない状況という答弁でしたが、そんなことは条例に基づいて調定をして徴収をしなければならないのですから、コストパフォーマンスがどうとかというのは関係ないですよね。督促状が届いているのに当初の納付書で納付するなど、督促手数料のみの未納となれば、その場合は別途100円の納付書を再発行しなければならないですよね。それを故意にしてないということであれば、これは組織的なコンプライアンス違反とも言えるんじゃないのかなというふうに思うんですが、町の見解はどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） 議員おっしゃるとおり、収納手続におきましては、議員がおっしゃるとおりだというふうには認識しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 現状というのは分かりました。

それでは、督促手数料を納付した方と納付しなくても済む方が生じるということだと思うんですが、これは不公平じゃないんでしょうか。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○収納管理課長（堀野） 督促手数料100円のみ納付ができるない方につきましては、催告は行っていませんが、複数の納付書を送付するときや窓口に来られたときなどに請求するようにしています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） じゃあ複数の納付書を送付することや、窓口に来られない場合は、何もしてないという見解でよろしいんでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 議員おっしゃるとおり、その部分についてちょっと取り組めていない現状がございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） ちょっと先ほどからこの部分をちょっとしつこく言ってるんですけど、執行部が言っていることはおかしいんじゃないかなと私は思うんですよね。国民には憲法により納税の義務がありますが、役人は調定額が決定したら、その額を余すことなく徴収する義務が発生します。このような徴収に対し、不公平で不平等だとも言えますし、徴収義務を怠っているとしか思いませんが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） 徴収義務を怠っているとかはちょっとまだあれなんですが、確かに100円といいますか、未納である100円について、また改めて請求をしてないと、そういう事情がございますので、その分については誤っているといいますか、正しくない行為ではないかというふうには思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 100円といったのは細かい額なんで、別に普通だったら何とも僕は言わないんですけど、ふだんだったら不平等が生じておるということで、ちょっとこの部

分についてはしつこく言及させてもらいたいんですが。正当に督促手数料を支払っている方に対して、このことはどのように町は説明していくつもりでしょうか。また、逆に徴収していない方については、今後、どのような対応をされていくんでしょうか。

～～

○議長（時光）　西村部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○総務部長（西村）　そうですね、この時点におきまして明確にこうしますということはあれですけども、今後、そういった部分につきまして検討させていただけたらというふうに思います。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○7番（尺田）　大体、執行部はよく検討しますとか、研究しますとかいうてそのまま流れことが多いんですけど、この部分については早々の報告というものを執行部に対しては求めたいと思います。この点についてはもういいです。

近年、全国で督促手数料を廃止している自治体が見受けられますが、その廃止理由というものが分かれば教えてください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　堀野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○収納管理課長（堀野）　インターネット上で知り得た情報ですが、督促手数料の徴収に伴うトラブルの解消、督促手数料の有効無効の判断が不要になることなど、徴収事務の効率化が図られることが挙げられています。また、近年の物価高騰による徴収コストが増加することや、金融機関からの督促手数料の事前確認や、徴収業務を廃止する通知を受けたことによるものもあります。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 7番（尺田） 分かりました。

次に、督促手数料の財務管理について伺います。決算時に少し気になっていた案件なんですが、督促手数料において、歳入調定の現状の取扱いを教えてください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 堀野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○収納管理課長（堀野） 町税における調定の取扱いにつきましては、督促状の作成が納期限後20日目に届くように、納期限後13日目の未納データで作成するため、事務処理上タイムラグが生じ、納付した人のシステム上の督促手数料の取消し処理を行います。また、スマホアプリや地方共通納税、QRコードによる収納においては、基本、代金決済会社の決済日以降に納付情報が確認できるため、三、四週間かかることもございます。これらを踏まえ、収入されたものを月締めで調定を作成しております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 7番（尺田） その取扱いというのは適正なのでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 堀野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○収納管理課長（堀野） 本来は、債権が確定した段階で調定を作成することとなります。督促手数料につきましては、先ほど述べました状況により、収入されたものを月締めで調定を作成しております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 7番（尺田） それでは、予算要求時において、歳入の督促手数料に対して歳出は100円以上の費用がかかっていることは分かっていたと考えますが、総務部において、予算の編成時に手数料の増額などを各課に指導する必要があったと思いますが、いかがで

しょうか。近年の物価高騰により手数料というのは適正な額だったと言えるんでしょうか。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） 正直申しまして、このコストにつきまして状況と把握のほうはしていません。もちろん総務部のほうでも指導というのは行っておりません。それ以前としまして、先ほども申しましたけど、他の市町で増額していないという状況、それから多くの市町で廃止している状況、そういったものもございますので、なかなか増額しにくいという状況があったということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） たびたび似たようなことを聞いてもしようがないんで、この点についてはいいです。

ここまで話でちょっと疑問があるんですけども、税なり料の納入後に消し込みの作業をするとと思うんですが、調定額と納入額が同額であれば徵収というものは完了になります。一方で、調定額に督促手数料が含まれる場合においては、本税や本料のみの納入の場合は督促手数料分が納入されてないので、徵収というのは完了とはなりません。その場合、きっちり収入未済額として担当課は財務のほうにデータのほうを上げるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 収入未済ということかと思いますけれども、その分はちょっと上げてない状況がございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 分かりました。本来は上げにやいけんものですよね。担当課、いろいろあると思うんですけども、税のほうだけそうなのかな、どうなのかなと思うんですが、介護保険料とか、あっちのほうは健康福祉部のほうだと思うんですが、同じ考え方で取り扱ってあるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 介護保険料とか保育料、そういった料のほうも同様の取扱いをしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） それじゃあ、建設農林部のほうは何だったかな、下水道料とか、あとコープラスとか、あっちのほうで督促手数料が発生する場合については、同じような考え方で処理されるとるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 考え方につきましては、税、その他の料と同様の考え方で進めております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） ちょっと全体的にそういう認識で作業されるとるのかなというのがちょっと分かったんですけども、本来、収入未済額として計上すべきものが、計上されずに宙ぶらりんになっている状況ですが、これに対してはどのように対応されるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○総務部長（西村） 今、議員が御指摘のとおりで、実際、督促手数料等につきまして収入未済の部分がございます。調定から収入、そして収入未済を明らかにする、そういうふた必要はあるというふうに思っております。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○7番（尺田） じゃあ、督促手数料について財務管理上の課題もあるようですが、今後の対応についてどのように考えておられるでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 西村部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○総務部長（西村） 今後につきましては、例えば本年度の決算の際とか、そういうった時点を見まして、現在未収になっているものを全て表示する、そういうことを対応しながら、適正に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○7番（尺田） その点についてはええがにしてもらえたと思うんですが、執行されてない部分のものですよね、過去の。本来は徴収すべきものがされていないものについての対処はどうされるんですか。どこから持ってくるんですか、それについては。もらっている人ともらっていない人がおるという時点で不公平な徴収だと思うんですけども、その穴埋めの仕方というのをどのように考えてますか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 西村部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○総務部長（西村） 現時点におきまして、未収になっている部分というのは把握をして

います。システム上把握しておりますので、その分については、ずっとシステム上分かっておりますので、そこについては先ほど申しました対応を検討させていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 一番手っ取り早いのが、検討してます、検討してますということで、失効になるまで何とか逃げ切るのが一番手っ取り早いとは思うんですが、そういうことのないようにお願いしたいと思います。

どうですかね。今年の3月ぐらいまでには、この督促手数料についてある程度の条例の改定というのが必要になるんじやなかろうかと思います。もしこのまま残すのであれば、督促手数料、現状に合わせて200円ぐらいに上げるのが妥当ではなかろうかと思いまし、そこまでの事務処理ができないようであれば、他市町同様に、関係の条例について、督促手数料の部分については廃止するような方向で考えてみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） まず、御指摘、大変重く認識しております。

まず、通告のありました督促手数料、先ほど来、出ております。督促に対して、徴収する100円に対してコストがいっぱいかかるという問題が一つ。それから、督促手数料が、議員も申されましたけど、当初の納付通知書でコンビニとかスマホとか、町外の銀行で払ったときに、これは督促を取る仕組みがないというのはそのとおりでございます。したがって、本人の意識のないままに100円が未納になってしまいうとい、そういうことをおっしゃられてるんだろうと思います。その問題。それから、それをシステム上、改善していくというのが非常に難しいというのがまず一つあります。

それから、100円だけ残った人に請求をしてないじゃないかということについてですが、確かに納期限が来ると督促状を出す。督促状を出して対応がない場合は財産の調査であるとか、差押えとかというような形に向かっていくのが本筋かもしれませんけど

も、町の場合はそれまでに、本税なんかの場合はもう一度電話なり催告という手段を講じて、何とか分納でも払えませんかというのをやってますが、その催告に係る費用を相手に転嫁することができませんので、100円だけの未納の方にはそういった行為をしてないという実態があります。正しいかどうかはともかくとして。ですから、そういう問題ということがありますので、督促手数料の在り方については、まず根本から、その在り方自体から早急に見直しをしたいというふうにここで申し上げたいと思います。

それから、2番目の財務管理上の調定の問題。これはまさに総務部長もお答えしたんですが、これは直ちに改善をしなければならない事項だというふうに認識しております。したがいまして、本年度内の財務管理の事務の中において、本来、町が収入すべき金額を、督促手数料額を明確にする作業を必ず実施いたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） ありがとうございます、詳細に、前向きに考えていただいて。

先ほどちょっと私が申しましたように、今日、例えば一般質問をして、来週から変えてくれというのは無理な話なんですよね。一応の猶予期間としては、来年度からの改正というのが一番適当ではないのかなというふうに思うんですけども、条例の中のこの督促手数料に関する部分の削除というのは、言うほど難しくないことじゃないかなというふうに思っておりますので、ずるずる引っ張るんじゃなくて、できれば3月定例会までに改正のほうをしていただきたい、そのように要望して、質問を終わります。ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、尺田議員の質問を終わります。

続いて、5番、光本議員の発言を許します。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 5番、光本一也でございます。

本日は、学校給食についての質問を行います。

学校給食については、これまで他の議員から、令和元年と本年3月に一般質問がござ

いました。いずれも食缶による温かい給食の提供を要望するという質問です。

本町の給食は、御承知のとおり、昭和59年にデリバリー方式による小学校給食が開始され、中学校におきましては、平成28年12月から小学校同様の希望選択制によるデリバリー方式で開始をされ、今日に至っております。

令和元年の質問に対しては、高い利用率であること。食缶方式になると、配膳時間、後片づけの時間により昼休憩の時間が短くなるなどという理由で、デリバリー方式を継続するという答弁でしたが、本年3月の質問に対する答弁では、教育長から、食育の充実に向けて、食缶方式などを含めた導入のコスト、あるいは範囲や開始の時期などについて、様々な観点から研究を進めたいという答弁があり、また、町長からは、研究し早い時期に結論を出したいという前向きな答弁がございました。

そこで、質問をいたします。温かい学校給食の導入に向け、どのように研究され、どのような結論を出されたのか、お伺いをいたします。御答弁、よろしくお願ひをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 光本議員の御質問、「熊野町の全ての小中学生に温かい給食を」についてお答えします。

本町の学校給食は、昭和59年にデリバリー方式、選択制で小学校に導入し、39年目を迎える、平成28年からは中学校にも同じ方式により導入し、その利用率は、小学校で約80%、中学校で約60%となっております。現在、小学校、中学校ともに利用率が高まっている中ではありますが、温かい給食を望む御意見を多数お伺いしていることから、学校給食の提供方式について、様々な観点から検討をしております。

詳細は、教育委員会から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 隼田教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（隼田） 光本議員の御質問、「熊野町の全ての小中学生に温かい給食を」について、詳細にお答えします。

現在、町では学校給食提供サービスを民間業者に委託し、主食と副食を弁当容器に入れ提供するランチボックス・デリバリー方式で、食品衛生管理上、副食は10度以下に保ち配送、提供する必要があることから、冷たいおかずとなっており、保護者等からも改善要望が上がっております。それらを踏まえ、児童生徒の栄養、必要な摂取カロリーの確保は当然のことながら、食育の充実や、保護者の負担軽減等の観点も含め、学校給食の在り方、提供方法について調査検討を実施しているところです。

具体的には、昨年11月にアンケート調査を、本年9月にサウンディング調査を実施し、提供形式、調理施設の所有形式等の情報収集を行いました。現在、これらの情報整理を行い、児童生徒、保護者のニーズや、学校給食を取り巻く国及び近隣市町の動向を見ながら、効率的で質の高いサービスとなるよう、給食の提供方式や事業費の算出、移行に係るスケジュール案等について整理を進めているところでございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本）　ありがとうございました。

今の答弁、アンケート調査、そしてサウンディング調査を行われたということです。そして、国及び近隣市町の動向を見ながら、提供方式、事業費の算出、スケジュール案を整理中とのことでした。

それでは、一つ一つ掘り下げてお聞きをしたいと思います。

児童・生徒、保護者を対象に行った直近のアンケート調査の内容と結果、そしてそれをどう分析をしているのか伺います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　立花教育部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○教育部次長（立花）　アンケート調査の概要でございますけれども、昨年11月に、小学校4校、それから中学校2校の保護者に対して、電子メールの登録者1,374人を対象に実施をいたしました。回答率は、小中学校全体で73.7%でございました。

調査結果といたしましては、給食方式については、全員喫食制の食缶方式がよいと答えた人の割合が、小学校66.8%、それから中学校が62.9%で最も高く、次いで現

在のデリバリー弁当か、または持参弁当の選択というものが、小学校で 16.0%、それから中学校が 18.0% となっております。それから、どちらの方式でもよいというものを合わせますと、約 8 割の保護者が全員喫食制の食缶方式がよいという結果となっております。

また、全員喫食制の食缶方式選択の理由といたしましては、子供に温かくおいしい給食を食べさせることができるからというのが70.7%と最も高うございました。それから、学校給食の重視・期待する点については、おいしさ、それから栄養バランス、安全性、適温での提供の割合が高いという結果となっております。

自由意見といたしましては、食缶方式に賛成いたします意見が多くを占めておりました。理由といたしましては、栄養摂取、適温提供、安全・衛生、食育、同じ食事、こういったものが挙げられております。

家庭弁当を希望する、選択制を希望する、こういう意見を記入した人は多くはございませんでした。その理由として、家族の絆でありますとか、子育てを挙げた人が、そういった家庭弁当であるとか、選択を希望すると理由に挙げた方の中では、比較的多くあったようでございます。

以上です。

○議長（時光）　光本議員。

○5番（光本） ありがとうございました。

アンケートの回答率 73.7%、これは非常に高い回答率だと思います。1,000人以上の保護者の方から御回答いただいております。

調査結果なんですが、今の答弁では、小学校が 67%、中学校が 63% が食缶給食の方がよいという回答です。また、どちらの方式でもよいというのを合わせたら、約 8割がいずれも食缶方式、全員給食を望んでいるということでした。こういったところは押さえるべきポイントだと思います。早く食缶方式に転換してほしいという児童・生徒、そして保護者の声が私には聞こえてまいります。

次に、サウンディング調査の内容と結果、またそれをどう分析されたのかもお伺いをいたします。

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） サウンディング調査の概要でございます。調査の実施日は令和5年9月20日から9月22日に、1事業者当たり1時間程度で実施をさせていただきました。6者が参加をしていただきました。

調査の目的なんですけれども、小学校、中学校ともに、現在のランチボックスでのデリバリー方式の利用率が一定程度ある中におきまして、温かい給食の提供を望むニーズが高まっていること等を踏まえまして、給食提供方式の課題の整理でございますとか、実現可能性を検討する際の参考といたすために、熊野町の学校給食事業に関心のある事業者を対象に、サウンディング調査、対話でございますね、これを実施いたしました。

本事業の事業スキームの実現可能性、それから参入に当たっての条件の妥当性、給食提供に係るアイデアなどを主な内容といたしまして、おおむね事業への参入意向や事業の実施内容、提供方式でございますとか工場の整備等なんですけれども、給食提供に関する提案について、意見や提案をいただいたところでございます。

調査の結果でございますけれども、参入意向のある方式といたしましては、民間事業者の調理施設で調理した給食を各学校へ配達いたしますデリバリー方式での事業者が2者、それから、新規建設した給食センターで複数校の給食をつくって各学校に配達するセンター方式、これが4者ございました。

デリバリー、センター方式とも事業を実施体制については、食数に応じまして、既存、新設の施設で対応可能である。また、配達車両確保策も、昨今の状況ではなかなか難しく、納車まで1年程度は必要だと。契約期間につきましても5年から15年程度が必要であって、アレルギー対策については、アレルギーの専用室、それから専用のスペースにて除去食で対応が可能だ。それから、事業開始までの期間については、デリバリー方式は1年から2年程度が必要。それから、センター方式では4年から8年が必要。両方式とも施設改修の期間や学校の受入体制などを考慮いたしますと、夏休み明けの2学期からの開始が望ましい等の意見や提案をいただいたところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○ 5 番（光本） 詳しい説明、ありがとうございます。

今の御答弁なんですが、デリバリー方式の業者が 2 者、センター方式の業者が 4 者、計 6 者から参入意向があったという内容ですね。また、民間デリバリー方式であれば 1 年から 2 年程度で事業開始ができるという事業者もあったということが分かりました。かなり踏み込んだ調査のように私には聞こえました。

続いて質問をいたします。初めの部長の答弁にありました国及び近隣市町の動向を見ながらというように答弁をされましたが、県内の実施状況について、県内 23 市町の食缶給食の導入状況について伺います。

～～

○議長（時光） 立花次長。

～～～

○教育部次長（立花） まず、小学校については、全ての学校が全員喫食制によります食缶方式を実施しているようでございます。また、中学校につきましては、広島市、呉市、尾道市におきまして、希望制のデリバリーによるランチボックス方式が実施されているところですけれども、喫食率が著しく低下をしておるというようなことで、順次、食缶方式に変更されるよう計画をされているようでございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 5 番（光本） 分かりました。

今、答弁にあったとおりなんだと思うんですよ。小学校では本町以外の全ての小学校が既に温かい食缶給食を行っておると。また、中学校においては、今紹介のあった 3 つの市の状況もあったんですが、一部の学校でデリバリー弁当の選択制が残ってはおりますが、温かい食缶給食に移行することを既に決めておるという状況です。ということは、決まってないのは熊野町だけなんですね。

先ほどのサウンディング調査の答弁でも説明がありました温かい学校給食、食缶給食の提供方法には次の 3 つの方法がございます。1 つ目が、学校内の給食室で調理したものをその学校の生徒が喫食をする自校調理方式。2 つ目が、給食センターで調理した給食を各学校に配達するセンター方式。そして、3 つ目が、食品工場を有する民間に町が

給食業務を委託して、食缶により各学校に配送する民間調理場活用方式、いわゆるこれが民間デリバリー方式です。この3つの方式がありますが、この3つのうち、教育委員会ではどの方式を考えておられますか、お伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 自校方式につきましては、自校の調理方式につきましては、学校内の給食室で調理した給食を、自校または近隣校で提供をする方式で、児童生徒が学校給食をより身近に感じられるなどの利点がある一方で、学校敷地内での整備場所の確保、それから施設整備とか改修に相当程度時間を要する、そういう課題がございます。

また、センター方式につきましては、給食センターで調理した給食を小中学校に配達する方式でございますけれども、調理能力の範囲内で食数変動に柔軟に対応できるなどの利点があります。しかし、一方では用地の確保でございますとか、施設の整備、民間事業者への参入意見、意向等の把握でございますとか、給食提供開始までに相当程度時間を要することに課題がございます。

それから、最後の民間デリバリー方式についてなんですけれども、民間事業者の調理施設で調理をいたしました給食を小中学校に配達する方式でございますけれども、民間事業者の施設を活用するために、施設整備がある程度不要であるとの利点がある一方で、参入事業者の動向把握、それから民間事業者の安定かつ継続的な提供体制の確保に課題がございます。そういう利点でございますとか課題がある中で、効率的な給食方式について、現在検討を行っているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 3つの方式について、利点や課題があるという中で、現在、効率的な給食の提供方法の検討を行っているという答弁ですが、それでは開始時期はいつを目標に考えておられるのかを伺います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 開始時期につきましては現在検討中ではございますけれども、まず給食提供の方式でございますとか、喫食の方式等の基本的な方針を決定させていただきたいと思っております。

準備期間といたしましては、準備期間としての給食事業者決定から事業開始までの期間は、先ほど申し上げましたサウンディング調査をもとに、既設の調理施設を改修して活用する民間デリバリー方式の場合は、最短でも1年から1年半程度は必要と考えられます。給食センター方式の場合は4年から8年程度、調理施設を各校に整備をいたします場合の自校式では、最短でも6年から8年程度あるというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） ちょっと分かりにくい答弁でした。まずは、基本的な方針を決定する。ちょっと私には分かりにくいです。

少しちょっと別の視点で質問をしてみましょう。学校給食の主役は、これは言うまでもなく児童・生徒です。児童・生徒、そして保護者の意見が十分に反映をされなければならないと私は思います。子供と保護者の意見を聞く場の設置、これについては教育委員会はどう考えておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 意見を聞く場の設置につきましては、給食審議会でございますとか、現場である学校との意見を聞くための場を設置するよう努めまして、要望でございますとか、御意見を反映させた給食実施に結びつけたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 今、給食審議会という名前が出ました。町の学校給食審議会の委員のメ

ンバー、これは教育委員会からちょっと見せていただいたんですが、副町長、町議会、そして各学校長、これ小中学校 6 校の学校長さん、それと各学校の P T A 会長さんが構成員のようです。その中で P T A 会長さんがおられます、その P T A 会長 6 人のうち現在のメンバーなんですが、男性が 5 人、女性が 1 人だけなんですね。圧倒的に女性が少ない状況です。家庭で子供の食事をつくっているのは、恐らく大半がお母さん、女性だと思います。したがいまして、給食審議会だけの意見や議論だけで今後の提供方式の選定などを決めるのではなくて、実際に子供の食事をつくっている、また食育に非常に詳しく精通しているお母さん方などの女性の意見が反映できる方法をぜひとも考えるべきだと思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花）ありがとうございます。議員の御意見も参考にさせていただきまして、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5 番（光本） くれぐれもよろしくお願ひいたします。

先ほど来、食缶給食の提供方法、そして開始時期についてお聞きをしておりますが、いまだになかなか検討中という抽象的な答えしかいたしておりません。昨年 11 月に保護者の方からアンケートを取られた。そして、今年 9 月に事業者からもサウンディング調査を行われたということですので、どの方式で行くか。また開始する目標の時期を一つにするのか。やっぱり方向性ぐらいはもう出せるんじゃないかなと思います。出さなきやいかんと思います。アンケートに答えた保護者と児童・生徒、この方たちは早く温かい給食を、みんなと一緒に給食を食べたいと待っているんだと思うんですよね。先ほどのアンケート調査の結果からもそうだと思います。

私は、これからも少子化の流れは止まらないと思います。児童・生徒数が減少していく中で、施設整備費とその維持管理費、人件費等の経費が大きくて、かつ開始時間までに長い時間、年月を要する自校方式やセンター方式よりも、施設整備が不要または低い

額で開始までの期間が最も短い、民間デリバリー方式が私はよいと考えております。民間デリバリー方式であれば、令和7年度中の開始も可能ではないかとこのように思います。

そこで、今度は教育長にお伺いをいたします。熊野町の全ての小中学生に、温かい食缶給食の提供をということで、どの方式でいつ開始をしていただけるのか、お聞きをいたします。また、併せて学校給食における給食の位置づけ、役割についてもお考えのほうをお伺いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 学校教育におきまして、児童・生徒の心身の成長における学校給食の役割は極めて大きなものがあると認識をしております。栄養摂取等による体の成長のみならず、給食を活用した食育指導によって、適切な食習慣、食生活を身につけること。あるいは、同じ献立を共有しながら友達とともに食べることで、思いやりや連帯感を醸成することなど、教育的な意義は大変大きなものがあると考えております。また、保護者からも温かい給食を要望する声があることも承知をしております。それらを踏まえますと、食缶方式による全員喫食制の給食は、さらなる食育の充実に向けて極めて有効であるというふうに考えております。

先ほどのサウンディング調査等の結果を踏まえ、費用面や開始時期等を勘案しますと、私としますと、民間デリバリー方式による食缶方式が適当ではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 民間デリバリー方式、私と同じ考え方でございます。

アンケート調査を実施してから既に1年余りが経過をしております。これは遅れれば遅れるほど、今まで待ち望んでいる子供たち、保護者、いつのことになるのか不安に感じます。先ほどの開始時期までのそれぞれの方式の準備期間、デリバリー方式は1年から1年半という答弁がございました。早ければ令和7年度ということなので、今の中學

1年生の方が温かい給食を経験できるということのようです。

それを踏まえまして、教育長に再度お聞きをいたします。最終的な決定時期、開始時期などに向けた行程表、いわゆるロードマップ。このロードマップを早急に作成をしていただき、その内容を保護者、児童・生徒に公表していただきたいと思いますが、教育長、いかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） その点につきましては、先ほど次長も答弁しておりましたけども、しっかりと中身を検討し、また、先ほどの給食審議会であったりとか、あるいは議会等ともしっかりと相談しながら取組を進めてまいりたいというふうに思っているところです。以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に町長にお伺いをいたします。本町の人口は現在、減少からわずかながら増加に転じております。これは子育て世帯が増えてきておりますが、この要因としては、広島熊野道路の無料化効果、これもあるのでしょうか、本町が実施をしている子育て支援策もその大きな要因ではないかというように私は考えております。しかしながら、町外から引っ越してこられた多くの方から、給食がデリバリー弁当だということに非常に驚かれ、またがっかりもされております。早く温かい給食にしてほしいという切実な声を多くの方から私は聞いております。町長のほうからも、早急な温かい食缶給食に向けた転換、スタートをお願いしたいと思いますが、町長の御決意、御決断のほうをお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） この問題、もうこの一、二年ずっとやっているんですが、当初考えていたよりも費用がかかるのも事実なんですね。食缶方式はもうちょっと安く上がると我々

も考えておったんですが、いざ検討を始めてみると、思った以上にお金がかかるということが今判明しております。それで、いろんな調査をしたり、あれして調整をしてるんですが、どちらにしても、光本議員が言われたように、熊野町、おかげさまで今人口が増えております。大した、微増ではあるんですがね。県内 23 市町で人口が増えるというのはすごいことなんですね。どこも毎年 300 人、400 人減っているのが現状の中で、若干でもありながらプラスになるというのは大きな意義があります。その流れを維持するためにも、温かい給食を提供する。完全給食は無理ですが、せめて温かい給食を児童に提供する。これは非常に大事なことだと思っております。

そして、その開始の時期ですが、今からいろいろ検討させていただいて、実現するように頑張らなくちゃいけないんですが、今のところ、目標ですね、目標。来年が令和6年度ですね。これはちょっと難しいんですが、令和7年度に、できれば令和7年度から温かい給食を提供したいと。ただ、令和7年度の当初ではありません。4月当初ではなくて、秋ぐらいから食缶方式で温かい給食を子供たちに提供していきたいと思っております。これは、ちょっとこの場では約束できませんが、私の思いとしてはそういう思いがございます。

以上でございます。

○議長（時光）　光本議員。

○ 5番 (光本) ありがとうございます。

目標として、令和7年度中の開始を目指していただけるということです。

私は、学校給食には5つの役割があるというふうに思います。1つ目の役割は、これは言うまでもなく栄養の補給です。日本は豊かになったとはいえ、それでも家庭で十分な食事をしていない子供たちもいます。成長期に栄養バランスの取れた食事を取ることは、これは非常に大切です。

2つ目の役割は、みんなで同じものを食べることです。少子化や共働き世帯、ひとり親世帯の増加などにより、家庭内での個食化が進んでおります。みんなで同じものを食べることによって仲間意識も生まれ、連帯感の醸成も期待できるんじゃないでしょうか。コミュニケーション能力の向上にもつながります。

3つ目の役割は、経済格差の解消です。

そして、4つ目の役割は、親の負担を減らすということです。これも共働き世帯、ひとり親世帯が増えてきておりまして、お弁当をつくるのはお母さんという時代ではございません。子供に弁当をつくってやりたくてもなかなかつくる時間が取れない、そういった家庭も多くございます。

そして、5つ目の役割は食育です。これは非常に重要です。食べ物の大切さ、栄養バランス、食べ方、食品ロスの軽減、地産地消など、これら全てが食育です。学校給食には、今挙げた5つの役割がございます。

本日は、熊野町の全ての小中学生に温かい給食をという質問を行いました。令和7年の秋頃という町長の御答弁でございましたが、一日も早い温かい学校給食の開始を強く要望しまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

～～～

○議長（時光） 以上で、光本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は15時5分です。

（休憩 14時49分）

（再開 15時05分）

～～～

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、9番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） 9番、沖田ゆかりでございます。

私からは2点について質問をさせていただきます。

まず1点目に、終活支援についてですが、おひとりさまとも呼ばれる単身高齢者はこの20年で倍増して、2020年には約670万人となり、2040年には約900万人に達する見込みであると言われています。頼れる家族がおらず、亡くなった後、遺体を引き取る人がいなければ無縁遺骨となってしまいます。本人は、葬儀費用をためていたのに、親族が見つからず、直送せざるを得ないケースが全国的に増えているのですが、熊野町の現状と課題についてお伺いいたします。

2点目に、情報支援の充実についてですが、令和4年5月に障害者情報アクセシビリ

ティ・コミュニケーション推進法が公布・施行され、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することが制定されました。

障害のある人の中でもコミュニケーションの方法は人によって異なり、聴覚障害の人は字幕や手話通訳が、視覚障害の人は文書や絵を音声で解説することが必要です。この法律は、障害のある人が障害の種類や程度に合った手段を選べるようにすることが規定されています。

私は、昨年9月の一般質問で、災害弱者への取組の強化の中で、障害者への情報支援について質問をさせていただきましたが、その後の取組として、視覚障害者への情報伝達についてお伺いいたします。また、町内在住の外国人が増えていることから、安心して熊野町で暮らせるよう、外国人への情報伝達についてもお伺いいたします。

以上、2点について詳細な答弁を求めます。

～～

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

～～

○町長（三村） 沖田議員の2つの御質問、「就活支援について」と「情報支援の充実について」お答えします。

本町におきましても、少子高齢化と核家族化の進行により、単身の高齢者等が増加傾向にあり、亡くなられても親族が見つからないケースも増えてくることが予想されます。こうした場合、町が戸籍等により身内の方を探しますが、親族が確認できない場合やすぐに見つからない場合は、火葬も町が行うことになります。こういった状況を回避するためにも、生前の準備が重要であることを周知・啓発するなど、終活支援に取り組んでまいりたいと考えています。

詳細は健康福祉部長から答弁をします。

次に、2番目の御質問、「情報支援の充実について」お答えします。

情報は、それを得る人自らが自分の意思で物事を決定する上で大変重要なものです。情報を必要とする人が、障害の有無や国籍などに関わらず、実質的に同等の内容を得られるよう配慮する必要があります。必要な配慮や手段は、その人ごとに異なるこ

とに留意し、対象者の意向を確認しながら、可能な限り柔軟な対応を心がけてまいりたいと考えております。

詳細は、住民生活部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 沖田議員の1番目の御質問、「就活支援について」 詳細にお答えします。

本町においても、一人暮らしの高齢者の方が亡くなり、親族が見つからず、火葬や遺骨の引取りを町が行ったケースがあります。高齢化が一層進む中、全国的に見てもこのような事案は増加していくことが予想されています。親族や葬祭者がいない場合は町が火葬等を行いますので、費用は公費で賄われることになります。

町が火葬等を行った場合、亡くなった方が残された金銭等があれば葬祭費に充当することになりますが、遺留金品や身内の方の確認の手続には時間要する場合が多く、職員の事務処理にかかる負担も大きくなります。また、御本人が葬儀費用として準備されても、それが誰にも伝えられていなければそのお金も生かされず、本人の望まれる最期が迎えられないこともあります。

こういった状況を避けるためには、生前の準備が必要になりますが、その一つにエンディングノートの活用があります。これは、もしものとき、医療や介護をどのように受けたいかなど、自身が望んでることを家族や周りの人と共有しておくものです。加えて、お墓や遺産、葬儀などの事前準備、身の回りの整理などを考えていただくことも、今後重要になってまいります。

町といたしましては、地域のサロン事業や出前講座などの機会に就活の重要性や民間サービスの利用について周知し、自らのこととして考えていただくように啓発してまいりたいと考えています。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 沖田議員の2番目の御質問、「情報支援の充実について」 詳細

にお答えします。

本町における外国人登録者数につきましては、11月末現在で、20か国、264人の登録がございます。転入手続につきましては、町内の企業に技能実習等で来られるケースが多く、その際は、企業の人事担当者や知人などが通訳として同行されており、手続はスムーズに行われています。また、証明書等の発行手続において、同行者が不在のケースでも、職員が簡略な英語やスマートフォンの翻訳アプリなどを使用し、窓口事務については対応できているものと考えています。

ただし、郵便物に関しては、税金の納付書など多言語化に未対応のものがありますので、納付書発送時に外国語の説明文を同封するなどの対応を検討していきたいと考えています。

このほか、日本語の理解が十分でない外国人住民に対しては、令和3年度から、外国人総合相談窓口を広島市と安芸郡4町が共同で広島国際会議場内などに設置し、運営を行っています。この窓口では、窓口相談や電話相談のほか、生活関連情報の提供、行政機関への同行通訳なども行っているため、この活用について周知をより図ってまいります。

また、視覚障害者への対応につきましては、窓口事務においては本人確認後、聞き取りにより証明書等を発行しておりますが、生活関連情報などでは未対応のものがありますので、音声コードなどの活用も含め検討してまいります。

以上です。

○議長（時光）　　沖田議員。

○9番（沖田） ありがとうございました。

終活支援についてなんですか? 午前中の答弁で、町内の単身高齢者の世帯が1,458世帯とのことで、単身ですので1,458人ということだと思うんですけども、これ過去の推移が分かればお伺いしたいので、よろしくお願ひします。

○議長（時光） 井原高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（井原） この数値は国勢調査の数値でございまして、推移といたしま

しては、平成17年からの4回、約15年間の推計からいたしますと、まず平成17年の世帯数は9,207名だったものが、令和2年の国勢調査では9,413名ということで、200人程度の増で、率としては2%程度の増加となっております。単身世帯といったしましては、平成17年が739名、令和2年が1,458名、先ほど言った数値になりますけれども、720人程度の増で、約2倍に増加しているという推移になっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田）　やはりかなり増えてきているということなんですけれども、先ほどの答弁にもありましたけれども、以前は住民票や戸籍から親族の氏名と住所を調べ、電話番号案内で照会すれば連絡ができましたが、携帯電話が普及し固定電話が減ったことで、親族への電話連絡が難しくなったのではないかと思いますが、親族が見つからずに直葬したケースが過去に何件ぐらいあるのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　西村健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村）　平成23年度以降で申しますと、町で火葬を行った件数は30件でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田）　直送した場合の費用と予算について、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　西村次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村）　費用に関しましては、生活保護の葬祭扶助を基準として支出しております。基準額が18万5,500円に、火葬料、死亡診断書、それから死体検

案書などの費用や、死体の保管料、保存するための費用等で、平均で大体25万円ぐらいかかっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田）　この25万円の予算についてどのようにされているのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　西村次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村）　葬祭扶助のほうでいきますと、生活保護費の葬祭扶助ということになりますけど、幾らかの予算化はしております。これは生活保護の方が亡くなつた場合で、葬祭を上げる方が生活保護の世帯の方であるとか、葬祭をする方が第三者、御近所の方、もともと御親族ではないんですけど、葬祭してあげるよと言われる第三者葬祭というものがございますけれども、そういう場合のほう生活保護の葬祭扶助からお出ししますけれども、墓埋法で、どなたも身寄りがいなくて町が火葬する場合につきましてはほとんど予算化をしておりませんので、その都度、流用等で対応しているのが現状でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田）　予算流用されているということで、これ過去に30件あったということですが、25万円、30件ということで750万円、貴重な財源を使うことになっております。今後、こういったケースが増えてくることが懸念されますが、町として何か対策を考えているのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 熊野町といたしましては、やはりどのように最期を迎えるか  
ということで終活支援ということを普及をしております。高齢者部門において、医療介  
護連携事業として、講座や講演会などを実施しております。そのほかの認知症や成年  
後見制度、あるいは介護予防などの講座・研修会の際にも、自身の医療やケアについて  
考え方とか、そういうものを大切な人などに伝えておく、自身の心づもりを文書に残  
しておくというところを併せて啓発を行っております。

内容といたしましては、今年の2月には「おひとりさまの終活フェア」ということを開催いたしました、医療・介護に加えて、生前整理のことであるとか、葬儀、エンディングノートなどのポイントについて講演会を開催しております。その際には、町内の司法書士の方や金融機関などの御協力もいただきまして、無料相談ブースを開催しましたり、10月には認知症対策とコラボいたしました、終活のポイントということで講演会をしております。この際も司法書士によって死後事務委任、いわゆる生きているうちに亡くなった後の、どのように葬儀を上げてほしいかというところを決めておくということを講演会をしております。また、保険会社によるエンディングノートの書き方についてもミニ講座を開催している次第であります。

以上です。

○議長（時光）　　沖田議員。

○ 9番（沖田） 葬儀費用をためていたのにも関わらず直葬することになって、その費用が使えなくなってしまうといったことに対する何か対策はお考えでしょうか。

○議長（時光）　西村次長

○健康福祉部次長（西村） 故人が残された金品につきましては、町が葬祭した場合は葬祭費用に充当することになります。ですけれども、預金調査でありますとか、親族の調査、相続人の調査ということで、なかなか現金化して町のほうに収納するには大変な労力と時間がかかっているのが現状です。

以上です。

○議長（時光）　沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田）　神奈川県の横須賀市では、引き取り手のいない遺骨がこの30年間で5倍に増えており、その多くは生前の身元が分かっている一般市民であるとのことです。そこで、横須賀市では2つの終活支援事業をされております。1つはエンディングプランサポート事業として、利用者は市の協力葬儀社と生前契約して費用を預け、亡くなつた後は、市と協力葬儀社が連携して葬儀や納骨を行うそうです。対象者は身寄りのない低所得の単身高齢者に限定されており、費用も抑えられているとのこと。昨年度までの登録者は124人、そのうち52人が亡くなり、生前に希望した形での葬送が行われ、本人の意向が尊重されております。この事業がなければ、葬儀もないまま市が火葬することになっており、2015年の事業開始以来、1,000万円以上の市税削減につながっているとのことです。今後、増加することが懸念されるため、熊野町でも取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　時光部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○健康福祉部長（時光）　確かに、生前のそういう契約というようなことも、今後考えていく必要があろうかと思いますけど、受け手のほうの問題になってこようかと思います。前からちょっと例えば町内の業者さんとかもお話ししたんですが、今のところはそういうことは考えてないというようなこともございまして、まずそういった業者さんなどから、どんどん町に対して逆にお声がけいただけるというのもちょっと期待したいなというふうに思っております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田）　よろしくお願ひいたします。

また、横須賀市では2つ目の事業として、終活情報登録伝達事業というものをされています。これは、先ほど答弁にもございましたが、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所、墓の所在地などの情報を市に登録し、万一の際に、警察や医療機関などから

の問合せに市が対応し、本人に代わって登録情報を伝えるといった取組です。この市の地域福祉課福祉専門官は、「引き取り手のない遺骨の問題が注目されるが、実はそれは生前の身寄りなし問題であり、死後の遺留金品や空き家をどうするかという問題と根本は同じである。それらに関する情報を生前登録できる公的サービスは、多くの地域で今後必要になるはずだ」と言われていますが、町としてのお考えをお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 終活情報登録伝達事業についてなんですかけれども、事業としては関心を持っているつもりであります。ただ、今やっている内容といたしましては、やはりエンディングノートの中に、自身のお墓の墓じまいであるとか、どのように葬儀を上げたいか、どのように医療を受けたいか、そういったことをやはり書いて、それを伝える方がいらっしゃる方はこの事業を使う必要はないと思うんですが、それを伝える方がいらっしゃらない方については、今、熊野町としては中核機関ということを実施しております。その支援の中で、先ほど申しましたが、死後事務委任であるとか、今、自身の思いを伝えることを、どのように伝えるかというところを啓発している状況です。

この事業の開催についてはまだ研究も何もしておりませんので、これからいろいろ情報収集をしていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。

今はまだ横須賀市ほどの件数ではありませんが、今後増加する懸念がありますので、今からしっかり考えていただきたいと思います。

家族の形が変容する中、家族に代わって高齢者の人生の終盤を支えるサービスの需要が高まっております。家族の有無に関わらず、誰もが安心して生きていき、亡くなつた後も尊厳が守られる仕組みが必要であると考えます。昨日から人権週間となっておりますが、熊野町で尊い生涯を終える身寄りのない単身高齢者のためにも、御検討くださいますよう要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、情報支援の充実についてですが、昨年の一般質問で、視覚障害者の人数と戸別受信機の設置をしている人数をお聞きしましたが、設置数は把握できていないとの答弁でしたが、現在は把握できているのか、お伺いいたします。

～～

○議長（時光） 花岡防災安全課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○防災安全課長（花岡） 戸別受信機の販売台数ですが、現在、戸別受信機の購入台帳を整備いたしまして、こちらの台数をもとに再度確認をいたしました。販売台数台帳に載せておりますものは1,234台で、このうち公共施設にも設置しているものを含んでおります。

障害者の人数なんですが、視覚障害者の人数を69人、聴覚障害者の人数97人、こちらは令和5年3月末現在の数字で把握しております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） 改めてお伺いいたしますが、視覚障害者の数、去年は75人に対して何人の方が戸別受信機を設置しているのかお聞きしましたが、把握はできていないという答弁でした。現在、3月末時点で視覚障害者69人とのことです、このうち何人の方が戸別受信機を設置されているのかをお伺いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 花岡課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○防災安全課長（花岡） こちら戸別受信機につきましては、視覚障害者ということで販売はしておりませんで、こちらにつきましては、現在もなお視覚障害者である方が何台設置しているかという数字は持ち合わせておりません。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 9 番（沖田） 昨年お聞きしたんですが、現在までに調査されてないということでござりますね。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることが明記されておりますが、熊野町としてはどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 町といたしまして、障害者全般で見ますと、手話言語条例というのもつくったんですが、そのコミュニティに関する条例等も検討はしておったところなんですが、その後、そういう法令が出て、障害者の方とのそういう情報伝達というのをいろいろ考えておるとこなんですが、なかなかこういうことをしていこうという目標を立てるような条例というのが今難しいかなと思ってます。それは、いろんなアプリが出てきたりとか、そういったもので対応できる時代になってまいりました。実際に、例えば町から、町の中でこうしましようとか、金融機関とか、そういう方を対象とするようなお店のほうにそういうのを投げかけていこうとしたときに、もう既にいろんなものを使って対応されてるというのがありますので、そういったことに期待しながら、町も内部では窓口での丁寧な対応であるとか、その方に合った対応をしていくというところで今、進めているところです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 9 番（沖田） ありがとうございます。

この同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることについては、全国の各自治体で、正直どうしていいのか分からぬといった声も伺っております。

そこで、ハザードマップについてなんですかけれども、ハザードマップについては視覚障害者には確認することは難しく、危険な場所も避難ルートも分かりません。そこで、御提案なのですが、音声コードを利用した耳で聞くハザードマップを導入していただけないでしょうか。

スマホのG P S機能を使って、現在地や周辺のハザードリスクと避難場所の情報をは

じめ、現在発生している警報・注意報、避難情報などをリアルタイムに音声で読み上げてくれます。音声コードの普及・推進については岸田総理も積極的な横展開をするよう努力していきたいと国会答弁をされています。2024年4月からは障害者差別解消法が改正され、障害者に対する合理的配慮の提供が義務化をされます。ハザードマップへの対応は急務となりますので、早急に検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川）　今のハザードマップへの音声コードの対応ということで、音声コードもまだちょっと、私も今回ちょっと初めて勉強させていただいたところがありまして、それについてはまず研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田）　この音声コードの作成ソフトについては、障害者差別解消法対応として自治体には無償貸与されるということですので、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

また、視覚障害者にとっては、自治体から届く様々な情報についても、同居の家族に読んでもらうなどしなければ分かりません。個人情報についても同じことが言えます。

そこで、情報提供させていただきたいのですが、スマートフォンには設定の中のアクセシビリティからボイスオーバーをオンにすると、自治体から届くメールやLINEなどが音声で届く機能が備わっている機種があります。熊野町では公式LINEを活用し、視覚障害者の方に情報を届けるための手段として、対応できる機種を保持されている方にはぜひとも周知していただき、活用していただきたいのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川）　情報ありがとうございます。

まず、町として、やはり防災アプリとか、視覚障害者の方については音声サービスとかFAXとか、そういうことも用意していますけれども、直接的に本当に1人ではなかなかできない状況ですので、やはり支援をいただいて、そういうことを受け取るとかいうことになるところもあるかと思います。

今、議員さんがおっしゃいました、スマホの設定でできるような部分については、ちょっと情報部門とも連携して、ちょっとまず研究して、できるものであれば取り入れるようにしていきたいと思います。

以上です。

～～～

○議長（時光）　沖田議員。

～～～

○9番（沖田）　よろしくお願ひいたします。

先ほども出ておりましたけれども、自治体から届く税の通知、封書や納付書についても、この音声コードの印刷をぜひともしていただきたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

～～

○議長（時光）　西川部長。

～～

○住民生活部長（西川）　その部分についても研究をまずさせていただけたらと思います。まず、今もう来年度の校正ももうすぐ始まる頃ですので、来年度すぐからということもちょっと厳しいかなというふうに思ってるんですけども、ちょっとまず音声コードというものを研究させていただけたらと思います。

以上です。

～～

○議長（時光）　沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田）　よろしくお願ひいたします。

次に、外国人への情報伝達についてなんですかけれども、先ほど御答弁の中に、現在町内在住の外国人の方、20か国で264人ということでしたが、国別的人数が分かれば教えていただきたいのですが、お願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（福嶋） 11月末現在の国籍別の内訳でございますが、ベトナムが一番多くて94人、次がフィリピンで52人、その次はブラジルで37人、この3か国で約70%を占めております。その後は、中国、韓国、ペルー、カンボジアなどで、20か国264人となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 現在264人ということなんですけれども、過去からの推移が分かれば教えていただきたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福嶋次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（福嶋） 令和2年度からの3年間ですが、2年度が221人、3年度201人、4年度が231人と、3年度に一旦減っていますけども、この3年間では10人の増となっております。また、今年度に入って、11月末現在の数字は264人になっておりますので、本年度に入ってからさらに30人程度増えたということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 人数が増えているのは、コロナ禍が明けたということが関係しているのかどうか分かりませんが、確実に、過去から比べると外国人の方が増えていらっしゃるということです。

先ほど申し上げましたハザードマップについては、視覚障害者の方だけではなく、外国人の方にも内容が分からぬものとなっております。これは先ほど紹介させていただ

きました音声コードが多言語でも読み上げてくれますので、御検討ください。

また、自治体からの情報については、スマートフォンのボイスオーバー機能も多言語化されていますので、町内在住の外国人の方に情報提供をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川）　先ほどと同様になりますけれども、研究していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田）　よろしくお願ひいたします。

それでは、以前にも質問させていただきましたが、町内のごみステーションに、外国人にも分かるように多言語でごみの分別や収集日について表示していただくことはできないのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野）　ごみボックスに今置いてある看板を多言語でということだと思いますが、場所とか、いろいろ分かりにくい面もあります。それで、別の方針をいたしまして、ごみ出しの今ある大きな正しい出し方ですけど、あれについて4か国語ぐらいのものを作成してお配りしたいと思います。それをして、一応可燃ごみは何曜日とかというのも分かりますので、ごみボックスに貼ってなくても対応できると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田）　ありがとうございます。

この外国人の方、かなり熊野町内に住んでいらっしゃる方が増えてますけれども、こういったごみステーションの問題などで近隣トラブルなどが起きないように、ぜひとも考えていただいて、今ちょっとごみ出しの紙に4か国語掲載していただけるということで、これは来年度からということで考えてよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 今年度の予算の中で、できれば3月につくって、印刷自体は今あるごみの出し方ほどするものではないと思っております。翻訳されたもののデータさえあれば、必要部数を役場のほうで印刷してお配りしたいというふうに考えております。以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。

単身高齢者でも、障害者でも、外国人でも、熊野町に住んでよかったですと言われる優しいまちづくりをしていただきますよう要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で沖田議員の質問を終わります。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会とし、明日午前9時半から会議を開くことにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、本日は延会とし、明日午前9時半から会議を開くことに決定いたしました。皆さん、お疲れさまでした。

（延会 15時42分）